



NEALコーディネーター養成講習 参加者用テキスト

自然体験活動統括指導者（コーディネーター）版

はじめに

最近、文部科学省、環境省、農林水産省などの行政機関において、自然体験活動関連の事業が盛んに推進されるようになってきました。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構等の研究報告によっても、青少年における自然体験活動の重要性やその必要性について、詳しく言及されているところです。そして、青少年には、適切な時期に、適切な自然体験活動が必要であり、体験の質や量についてもきちんと担保されることがもとめられ、自然体験活動は、意図的、計画的に提供されることが重要であると言われていています。そのためには、正しい知識としっかりとした経験を有するすぐれた指導者が不可欠となっています。

そこで、官民一体となった体験活動に関する指導者制度「全国体験活動指導者認定制度」を創設し、指導者の養成を積極的に行っているところであります。全国体験活動指導者認定委員会・自然体験活動部会では、自然体験活動の楽しさやすばらしさを広く知らせることのできる自然体験活動指導者(リーダー)の養成、プログラムの目的に合わせ企画、運営、評価できるような自然体験活動上級指導者(インストラクター)の養成、自然体験活動事業全体の企画、運営、評価ができ、コンプライアンスを理解する自然体験活動総括指導者(コーディネーター)の養成を行っているところであります。

本書は、サードステップである自然体験活動統括指導者(コーディネーター)の養成講習会において、より効率的に学習できるようにと作成されたテキストであり、それぞれの科目の最低限知っていなければならない事柄を平易に書いております。なお、本書の執筆者は、本制度開始以来、それぞれの養成講習会において講師を務めてこられた方々であります。

本書は、各科目を担当される講師が使われる資料と併用して活用して頂ければ幸いです。最後に、本制度によって養成された指導者の皆様が全国各地で積極的な活動を展開して下さることを願っています。

全国体験活動指導者認定委員会
自然体験活動部会長 **岡島 成行**

目次

第1章 ガイダンス		第5章 対象者理解	
1 節 自然体験活動指導者について	2	1 節 多様な対象者に対する効果的な理解と対処方法	36
2 節 体験活動指導者養成制度について	6	2 節 グループ活動を通じた対象者理解の方法	37
3 節 自然体験活動指導者認定制度において認定する指導者の種類・名称・役割について	8	3 節 スタッフに対するスーパービジョン	42
4 節 自然体験活動指導者養成カリキュラムについて	9	第6章 自然体験活動の指導	
5 節 自然体験活動指導者の登録申請について	10	1 節 はじめに	45
第2章 青少年教育における体験活動		2 節 指導者の役割	45
1 節 生涯学習社会における青少年教育を捉える視点	11	3 節 指導の実際 —組織マネジメントの観点から	46
2 節 生涯各期の学びと青少年教育	12	第7章 自然体験活動の安全管理	
3 節 生涯学習支援の広がり と青少年教育	15	1 節 安全管理体制 づくりの視点	49
第3章 学校教育における体験活動		2 節 安全管理上の 関係法規と保険	51
1 節 学校教育における 体験活動の位置づけ	20	3 節 自然体験活動における 感染症対策	56
2 節 集団宿泊活動の 計画・実施・評価・改善	23	第8章 自然体験活動の企画・運営	
3 節 集団宿泊活動における 配慮事項	29	1 節 自然体験活動事業の 企画方法を理解する	59
第4章 自然体験活動の特質		2 節 自然体験活動事業の 運営方法を理解する	62
1 節 地域社会と自然体験活動の 関わりの重要性と 連携方法を理解する	32	3 節 自然体験活動事業の 評価方法を理解する	66

【この時間の目標】

自然体験活動統括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みと役割を理解する。

- (1) 自然体験活動統括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みを理解する。
- (2) 自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の役割を理解する。

1 節 自然体験活動指導者について

1. 自然体験活動の必要性

人が成長していく過程では、たくさんの体験や経験を重ね、それらをフィードバックしながら、生活に必要な技能や習慣を身につけている。価値観はもちろん、言葉や運動することさえも、体験や経験を通して身につけているのである。特に乳児や幼児は、五感を使いながら「遊び」や「直接体験」を通し、楽しみながら、学んでいる。それは、児童、生徒や青少年についても同じことが言えるだろう。しかしながら、昨今、青少年の置かれている生活環境では、遊びや体験の機会や場が極端に減少しているばかりか、主体的に又は自主的に体験を重ねるような機会が少なくなっている。それに伴い、自ら考え、自ら判断し、すすんで行動するような「生きる力」が育まれにくい状況が続いている。

体験活動の中で、特に、自然体験活動は、キャンプ、登山、ハイキング、フットパス、沢登り、カヤック、自然観察、農林漁業体験など、多様なフィールドや活動を通して、五感をフルに使い、自然の中で感性を磨き、土地の伝統文化や食文化に触れるような貴重な体験や経験の機会を提供している。

自然体験活動の効果については、生きる力、自己概念、自己肯定感、向社会性、社会的スキル、環境認識、協調性等の能力が向上するという調査結果の報告があり、青少年には適切な時期に適切な体験活動を提供される必要があり、体験の質や量についても担保される必要がある。

2. 自然体験活動の指導者の役割とは

自然体験活動の指導者の役割にはどんなことがあるだろうか？ 以下に示してみる。

- 自然の中に連れ出す
- 自然の中で遊ばせる
- 自然の素晴らしさを伝える
- 自然はかけがえのない、大切なものであると気づかせる
- 自然の中で五感を通して感性を育てる
- 自然体験活動の素晴らしさを伝える
- 自然体験活動は楽しいことだと伝える
- 自然体験活動を安全に実施する
- 自然体験活動を実施する目的を理解している
- 活動の目的に合わせて、自然環境を整える
- 活動の目的に合わせて、自然体験活動のプログラムを作る
- 自然体験活動を通して個人の成長を図る
- 自然体験活動に関わる経験の浅いスタッフを支援する
- 自然体験活動を通して、人と人をつなげる
- 自然体験活動を通して、地域を活性化する
- 自然体験活動を通して、人生を豊かにする
- 自然体験活動事業を企画し、運営し、評価する
- 自然体験活動事業を実施する際の、自然環境や運営環境（人、モノ、金、安全）を整える
- 自然体験活動事業を通して、人と人をつなげ、ネットワークの構築に寄与する
- 自然体験活動事業を通して、地域社会の活性化を図る

- 自然体験活動事業を通して、人々の幸福に寄与する

などをあげることができる。

※下線部は特に自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の役割と考えられる。

自然体験活動の指導者とは、簡単に言えば、青少年等を自然の中に連れて行き、安全に楽しく、活動を提供する人である。そのためには、自然や自然環境に対する知識を持っていること、連れて行こうとしている対象者を理解していること、自然体験活動に対する指導方法や技術を持っていること、自然体験活動を安全に実施できること、自然体験活動を事業として企画・運営・評価できること、自然体験活動に関わるスタッフを管理できること、法令遵守すること、などの資質能力を自然体験活動の指導者は有していなければならない。

3. 自然体験活動の指導者の活躍する場

講習会で自然体験活動の指導者として知識や技術を身につけた後は、どんなところで活躍できるだろうか？講習会に参加し、資格を取得したからといってすぐに活躍できるわけではないが、少しずつ指導の経験を重ねることにより、前項のような役割を担っていけるものとする。

自然体験活動の指導者が輝く場は、あなたのまわりのあらゆるところに存在している。家庭、地域、学校、職場など、人と人が関わる場所には、自然体験活動の指導者は必要とされるのである。

自然体験活動の指導者は、自然と人をつなげるだけでなく、人と人、人と社会をつなぐ仕事もする。フィールドは自然であるが、自然体験活動自体が目的ではない。自然と向き合うことで、個人の成長、チームの成長、組織の成長、コミュニティの成長を目指していく。

ぜひ、自然体験活動の指導者の資格を取り専門性を高めるとともに、これまでの知識や経験を生かして、様々な場面で活躍をして欲しいと思う。

自然体験活動の指導者は、以下のような場で活躍をする可能性がある。

(1) 青少年教育施設

全国には国公立で約 1,000 もの青少年教育施設がある。指定管理による運営も多く見受けられ、老朽化や少子化の影響で減少傾向にある青少年教育施設ではあるが、青少年の体験活動の重要性が言及される中、体験の量や質を確保するために、まだまだ、青少年教育施設の役割は大きい。小学校、中学校、高等学校等の学校利用が利用者の大半を占めるが、最近、スポーツ団体や企業研修や家族利用なども増えている。多くの青少年教育施設では、受け入れ事業や主催事業において、ボランティアや自然体験活動の指導者が活躍している。また、ボランティアの養成や募集も盛んに行われている。

(2) 家庭

実はもっとも身近なのは、家庭ではないだろうか？小さなお子さんをもつ父親や母親が自然体験活動の指導者だったら、子どもたちを自然のフィールドに連れ出したいと考えるに違いない。野山を歩き、テントを張り、たき火をして、満天の星を眺める。できるだけ自由に、好きなことを子どもたちにさせてあげたい。そのためにはフィールドをよく知ること、安全を確認すること。また、子ども達が興味を示したことに寄り添い、関わっていくことが大切である。きっと子どもたちは自然の中で遊ぶ楽しさやうれしさを感じ、また連れて行って欲しいと思うに違いない。そうして、幼少年期の自然体験活動の経験は、一生の宝となっていく。

(3) 地域

自然体験活動の指導者であるあなたは、地域で実施される行事に積極的に参加する必要があると思う。子ども会の活動や運動会、お祭り、公民館や行政が実施する夏休みのキャンプなど、子どもたちの生きる力を育むような行事のお手伝いができるだろう。最初は参加者として、次にボランティア・指導者として、さらに企画者として関わることもできる。地域には、自然体験活動の指導者としての企画力やアイデアやコーディネート力を生かすチャンスがあることを知っておきたい。さらに、地域との関わりが深くなると、地域に存在する課題が見えてきて、その課題を解決するような働きかけもできるようになる。

(4) 学校

学校教育の場において、自然体験活動の指導者の活躍できる機会をもっと広げる必要があると思う。新学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」という観点から、各教科と体験活動に関連づけて、横断的なカリキュラム作りを考えるようになってきた。例えば、社会科では、農業体験、漁業体験、林業体験など、また、理科では、天体観測、自然観察、登山、さらに、図工では、クラフト、写生など。自然環境の中で、教科学習を行うためには、自然に対する専門性を持つ自然体験活動の指導者の支援が必要なのは言うまでもない。学校の活動に関わるためには、現在進行中の「地域学校協働活動」の仕組みを通して活動する方法や国公立の青少年教育施設のボランティアに登録し、利用する学校の宿泊体験活動を支援する方法もある。

(5) 自然学校

全国には自然学校が3,700団体もあると言われている。自然学校の役割は、主に青少年に自然体験活動と場を提供することであり、自然体験活動の質と量を十分に確保することが役割の一つである。また、地域と連携し地域に存在する課題等を明らかにし、それらを解決していく「地域づくり」という観点も大切となる。自然体験活動の指導者として、これらの自然学校の門戸をたたき、活動の幅を広げて欲しいと思う。

(6) 森のようちえん

近年、幼児を対象とした森のようちえんの活動が盛んになってきている。幼児を野山や公園に連れて行き、幼児の主体性を尊重しながら、自然の中でのあそびを見守り、支援するような活動が活発である。森のようちえん全国交流フォーラムが毎年開催され、森のようちえんのプログラムや運営などが議論されているところである。自然体験活動の指導者の活躍の場はここにもあると思う。

(7) 冒険遊び場（プレイパーク）

全国には、400を超える冒険遊び場がある。冒険遊び場の活動目的は、自由な発想で冒険ができる遊び場を子どもに提供し、遊びを通じて、自主性・創造性を発揮させ、元気でたくましい子どもを育成することである。冒険遊び場には、プレイリーダーといわれる指導者が存在し、その役割は、子どもが生き生きと遊ぶことのできる環境をつくることである。そのためには、子どもの興味や関心を引き出すよう働きかけ、主体的に遊ぶことのできる場を整備することにある。自然体験活動の指導者がプレイリーダーとして名乗りをあげ、活躍し、子どもたちの成長に寄与することができると思う。

(8) 全国の指導者とのネットワーク

全国の自然体験活動の指導者が集うフォーラムや研修会や交流会がいろいろな所で実施されるようになった。それらに参加することで、活動団体や専門分野を超えたネットワークづくりや情報交換が可能となっている。新しいプログラムの開発や新たな事業を他団体と連携して、企画運営するような事例も増えてきている。自然体験活動の指導者が活躍できる場を発見するには、このようなフォーラムに参加し交流を深めてほしい。

(9) まとめ

自然体験活動の指導者の仕事は、子どもたちに夢を与え、子どもたちの未来をつくることである。専門的な知識と技術をもって自然体験活動の普及や振興に貢献するのが自然体験活動の指導者のミッションでもある。自然体験活動の指導者として、様々なフィールドで自然の素晴らしさを伝えるとともに、青少年の未来をつくるお手伝いをさせていただきたいと思う。

4. 自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の役割

これまで、自然体験活動の指導者全般の役割や活躍する場について話をしてきたが、ここでは、特に自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の役割について話をする。コーディネーターの役割については、①自然体験活動事業の企画・実施の統括責任者になるとともに自然体験活動指導者（リーダー）および自然体験活動上級指導者（インストラクター）を指導する。②リーダー及びインストラクターに対して、自然体験活動事業のねらいを伝え、指導方針の理解を図る。③自然体験活動事業全体の安全管理を行う。などをあげている。

リーダーの役割が、グループメンバーの支援や、基本的な自然体験活動の指導であるのに対し、インストラクターでは、「自然体験活動プログラム」に焦点が当てられ、プログラムの目的やねらいに沿った活動を企画し、安全に運営し、プログラムが終了した際にその成果を確かめ、改善するための「評価」を行うことが役割であった。

それに対して、コーディネーターでは、「自然体験活動のプログラム」だけでなく、「自然体験事業全体」の統括責任者となり、自然体験活動事業全体を管理・運営していかなければならない。

自然体験活動事業の運営下におけるコーディネーターの役割として、以下のような要素をあげることができる。

① 人的要素

指導者（リーダーやインストラクター）の確保や育成など、スタッフの質の担保や配置やトレーニングに関すること。

② 財政的要素

事業を実施する際の予算を作成し、収入、支出を健全に管理すること。

③ 環境整備の要素

事業を実施するための自然環境等の整備することはもちろん、参加者が快適に活動できるための生活環境やスタッフの労働環境等を整備すること。

④ コンプライアンスの要素

事業実施に関わる様々な関連法規についての知識や基準について理解すること。
例えば、自然公園法、個人情報保護法、道路運送法、旅行業法、食品衛生法、消防法、農地法、労働基準法などを理解するとともに基準をクリアするよう準備すること。

⑤ 事業の安全管理やリスクマネジメントの要素

傷害保険や責任賠償保険などの保険の知識を有するとともに、消防や警察や医療機関等との連携を図ること。

⑥ 事業全体の評価に関する要素

事業を実施する際に行われるすべての事項について評価し、改善に結びつけること。
例えば、事前の準備に対する評価、指導に関する評価、参加者の変容、プログラムの評価、安全に対する評価、財務などの評価を実施すること。

5. 自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の活躍の場

前述のように、自然体験活動の指導者が活躍して欲しい場として、青少年教育施設、家庭、地域、学校、自然学校、森のようちえん、冒険遊び場、など様々な活動の場をあげた。自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の資格を取得しようとしている者は、すでに、複数の活動の場を持っていると思われるが、その中で、コーディネーターは、若いリーダーやインストラクターの力を借りながら、地域の関連団体と連携し、事業を安全に運営していく立場にある。事業に関わる、参加者やスタッフ、地域の関係者など、地域の「かなめ」としての存在であり、まさに活躍の場はここにあると考える。そして、現在活動している場以外にも、新たに活躍の場を求め、広げて欲しいと思っている。そのためには、日ごろから、他団体や自然体験活動関連のネットワークからの人・事業・モノ・考え方などの情報に対してアンテナを張り、関心を深めていることが大切となる。新たな活動の場を開拓し、今まで学んできた知識や技術を駆使して、人と人をつなぎ、人と社会をつなぐことを通して、新たな価値を創造し、暮らしやすい社会を作り上げることが期待している。

2節 体験活動指導者養成制度について

1. 全体概要

家庭、地域、学校のあらゆる場で、体験活動の機会を提供するため、国立青少年教育振興機構とNPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）との官民協働による新たな指導者養成カリキュラムとその認定制度を創設し、自然体験指導者（Nature Experience Activity Leader）を体系的なカリキュラムに基づき養成している。

その仕組みとしては、全国体験活動指導者認定委員会の下、自然体験活動部会が設置され、養成団体が実施する養成講習において、自然体験活動指導者を養成するものである。

2. 全国体験活動指導者認定委員会

全国体験活動指導者認定委員会は、青少年をはじめとする多くの人々の体験活動を推進するため、体験活動指導者にかかる資質と指導力向上を図ることを目的に体験活動指導者

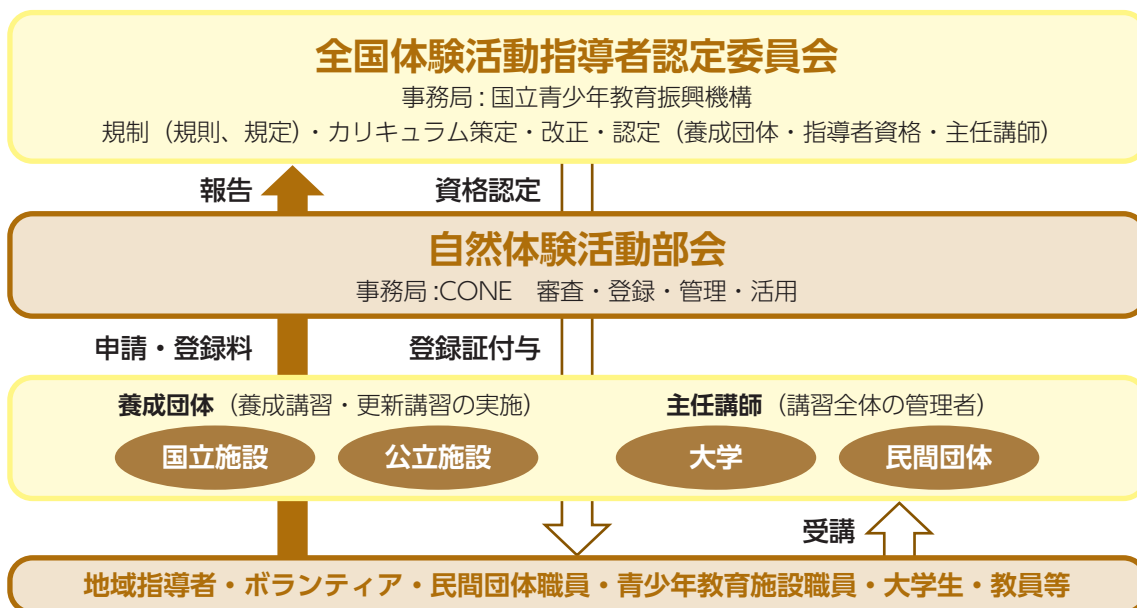


図1 体験活動指導者養成制度

認定制度を定めた。全国体験活動指導者認定委員会の主な仕事は、制度の規則および規定の制定、体験活動指導者養成カリキュラムの策定、体験活動指導者・養成団体・主任講師の認定、等である。

3. 自然体験活動部会

体験活動の中で、特に自然体験活動について、その指導者にかかる資質と指導力向上を図ることを目的に設置された。自然体験活動部会の主な仕事は、養成講習における養成カリキュラムの作成、養成団体・指導者・主任講師の登録等である。

4. 養成講習

自然体験活動の指導者を養成するために講習会を開催する。養成講習は、全国体験活動指導者認定委員会が策定する養成カリキュラムに沿っていること。また、養成講習は指導者の種別ごとに概論と演習で構成されること。等が定められている。

5. 養成団体

養成団体は、自然体験活動の指導者を養成する講習会を開催することができる団体であり、全国体験活動指導者認定委員会で認定を受けなければならない。また、養成団体の認定要件は、専従職員がいること、保険に加入していること等を、別に定めている。

6. 主任講師

主任講師は、養成講習会の管理者であり、認定委員会によって認定される。主任講師の役割は、①養成カリキュラムに従って、養成講習の企画・運営を行う。②概論に全日程参加し、監督・確認を行う。③概論の「ガイドダンス」を担当する。④概論の「修了試験」又は「履修試験」の責任者となる⑤演習における履修の確認者となる。等である。

3節 自然体験活動指導者認定制度において

認定する指導者の種類・名称・役割について

1. 自然体験活動指導者（リーダー）

指導者像：自然体験活動上級指導者（インストラクター）や自然体験活動総括指導者（コーディネーター）のもと、活動の支援や指導にあたる。

役割：①プログラムのねらいを理解し、参加者及び担当するグループのメンバーの支援を行う。

②プログラムの実施の際、基礎的な指導にあたる。

③参加者及び担当するグループのメンバーの安全に留意する。

更新：終身制

登録料：5千円（学生は3千円）

認定要件：満18歳以上

2. 自然体験活動上級指導者（インストラクター）

指導者像：自然体験活動総括指導者（コーディネーター）のもと、自然体験活動におけるプログラムの企画・実施者になるとともに、自然体験活動指導者（リーダー）を指導する。

役割：①自然体験活動におけるプログラムを企画・運営・評価する。

②リーダーに対して、自然体験活動におけるプログラムのねらいを伝え、指導方針の共通理解を図る。

③自然体験活動におけるプログラムを直接指導する。

④自然体験活動におけるプログラムの安全管理を行う。

更新：3年毎の更新制

登録料：6千円（更新料：3年毎に6千円）

認定要件：①NEALリーダー資格を有する者

②演習Ⅰ、概論Ⅱの履修及び演習Ⅱを修了した者

3. 自然体験活動総括指導者（コーディネーター）

指導者像：自然体験活動事業の企画・実施の総括責任者になるとともに、リーダー及びインストラクターを指導する。

役割：①自然体験活動事業を企画・運営・評価する。

②リーダー及びインストラクターに対して、自然体験活動事業のねらいを伝え、指導方針の共通理解を図る。

③自然体験活動事業全体の安全管理を行う。

更新：3年毎の更新制

登録料：6千円（更新料：3年毎に6千円）

認定要件：①NEALインストラクター資格を有する者

②概論Ⅲの履修及び演習Ⅲを修了した者

4節 自然体験活動指導者養成カリキュラムについて

1. 基本カリキュラム

カリキュラムは自然体験活動に関する8科目で編成されている。

カリキュラムは「概論」（講義及び実技）及び「演習」（実務経験）で構成されている。

各科目の時間数は、表1と図2のとおりである。

表1 自然体験活動指導者養成カリキュラム

科目	自然体験活動指導者 (NEAL リーダー)	自然体験活動上級指導者 (NEAL インストラクター)		自然体験活動総括指導者 (NEAL コーディネーター)		
	概論 I	演習 I	概論 II	演習 II	概論 II	演習 III
ガイダンス	1 時間	-	1 時間	-	1 時間	-
青少年教育における体験活動	1.5 時間	-	-	-	1.5 時間	-
学校教育における体験活動	-	-	1.5 時間	-	1.5 時間	-
自然体験活動の特質	3 時間	3 時間	1.5 時間	3 時間	3 時間	3 時間
対象者理解	1.5 時間	3 時間	3 時間	3 時間	4.5 時間	4.5 時間
自然体験活動の指導	1.5 時間	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間
自然体験活動の技術	6 時間	6 時間	3 時間	4.5 時間	-	-
自然体験活動の安全管理	3 時間	3 時間	3 時間	7.5 時間	3 時間	3 時間
自然体験活動の企画・運営	-	-	6 時間	6 時間	9 時間	9 時間
試験	0.5 時間	-	0.5 時間	-	0.5 時間	-
合計時間	18 時間	18 時間	22.5 時間	27 時間	27 時間	22.5 時間

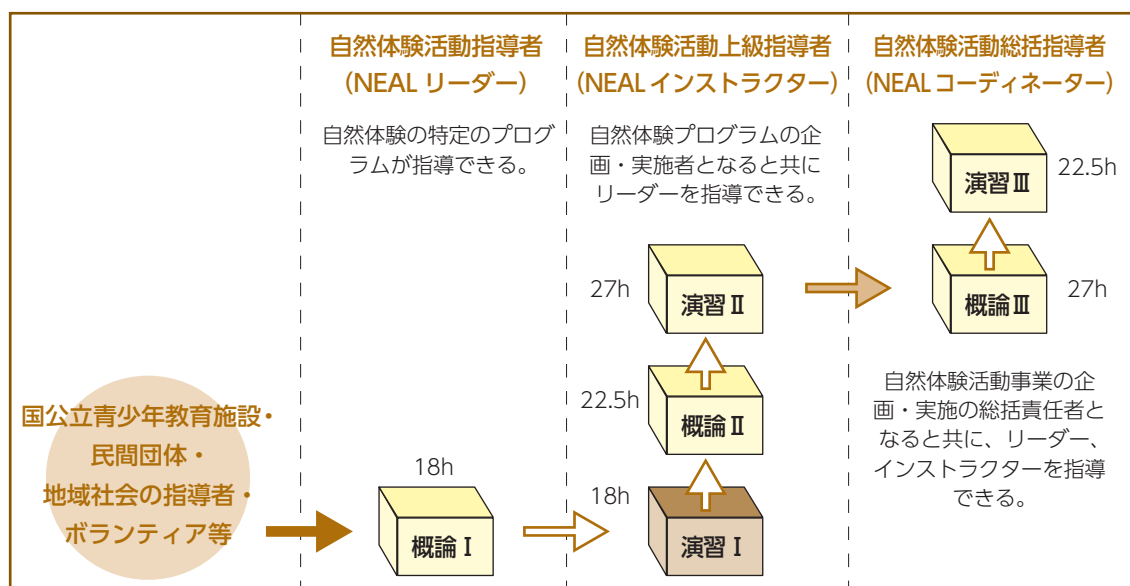


図2 自然体験活動指導者養成カリキュラムの構造

※概論 I については、オンラインによる養成講習受講も可能

2. 概論と演習

自然体験活動指導者（リーダー）は概論 I を受講し、認定試験に合格することで資格の登録が可能である。自然体験活動上級指導者（インストラクター）は演習 I を受講した後、概論 II、演習 II を受講でき、認定試験に合格することで資格登録が可能となる。さらに、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）は、概論 III、演習 III を受講した後、認定試

験に合格することで資格の登録ができる。

※演習は養成団体でのみ履修可能であるが、演習Ⅰに限り、養成団体及び自然体験活動を行う団体において18時間の自然体験活動経験をすることで演習履修とみなすことができる。

※演習Ⅱ、Ⅲについては、養成団体のみでの履修可能となる。

5 節 自然体験活動指導者の登録申請について

自然体験活動指導者の登録申請方法について説明する。(表 2)

1. 自然体験活動指導者（リーダー）

自然体験活動指導者（リーダー）の養成研修（概論Ⅰ）を終了し、半年以内に定められた、様式を自然体験活動部会に提出する。提出書類は、申請書および登録料納付を証明する書類の写しである。登録料は、一般5千円、学生3千円とする。また、自然体験活動指導者（リーダー）の資格の有効期限は、終身である。

2. 自然体験活動上級指導者（インストラクター）及び 自然体験活動総括指導者（コーディネーター）

インストラクター及びコーディネーター資格取得は、各概論後の演習を実施した後に登録する。演習が終了時期は個人差があるため、参加者には修了証の交付日から2年以内に演習を終え、資格取得申請書を直接自然部会事務局に提出する。併せて指導者登録料も提出日に近い日程で振り込むものとする。

表 2 自然体験活動指導者の登録申請

資格種別	資格申請期限	提出物	登録料	期間
自然体験活動指導者（リーダー）	概論Ⅰ修了証 発行日から 半年以内に申請	申請書 登録料納付を証明する書類の写し ※学割の場合は学生証の写し	5,000円 学割 3,000円	終身制
自然体験活動上級指導者（インストラクター）	概論Ⅱ履修証 発行日から2年 以内に演習Ⅱ 全科目を履修し、 申請	申請書 登録料納付を証明する書類の写し 概論Ⅱ履修証又は 履修表（受講票）写し 演習Ⅱ履修表写し	6,000円	3年間
自然体験活動総括指導者（コーディネーター）	概論Ⅲ履修証 発行日から2年 以内に演習Ⅲ 全科目を履修し、 申請	申請書 登録料納付を証明する書類の写し 概論Ⅲ履修証又は 履修表（受講票）写し 演習Ⅲ履修表写し	6,000円	3年間

(久保田 康雄)

参考文献

- 1) 自然学校全国調査 2010 調査報告書（2011）、公益社団法人日本環境教育フォーラム自然体験活動学校全国調査委員会
- 2) 自然体験活動指導者養成講習主任講師（講習管理者）テキスト（2018）、全国体験活動指導者認定委員会自然部会、1-9
- 3) 阿部治・川嶋直（2012）、ESD 拠点としての自然学校 持続可能な社会づくりに果たす自然学校の役割、みくに出版

【この時間の目標】

生涯学習社会における体験活動を理解する。

- (1) 生涯学習について理解する。
- (2) 青少年期の体験活動の重要性について理解する。
- (3) 青少年の体験活動を推進するための取り組みについて理解する。

1 節 生涯学習社会における青少年教育を捉える視点

自然体験活動指導者（リーダー）の養成カリキュラムにおいては、青少年の体験活動を推進するための社会的な仕組みとして、青少年教育のための施設や団体、指導者等について学習した（詳細はリーダー版テキストを参照）。

自然体験活動の総括指導者（コーディネーター）としての役割を果たしていく上では、青少年教育以外の領域も含めたより広い文脈の中で、青少年教育や体験活動がどのように位置づくのか、青少年教育がどのような役割を果たしていくべきかについて理解しておくことが重要である。

一般に、青少年教育は、家庭・学校以外の場で行われる教育（＝社会教育）のうち、主として青少年を対象とした取り組みの総称として捉えることができる。そして、家庭教育・学校教育・社会教育を通じた社会全体の学習支援のあり方を総合的に考える上での基盤となるのが、生涯学習の考え方である。生涯学習の観点から、青少年教育の役割を理解することが本章の目的である。

1. 生涯学習の理念

生涯学習とは、生涯にわたって行われる学習の総称である。生涯にわたる具体的な学習活動を指すこともあるが、むしろ、生涯にわたって「いつでも・どこでも」学習することができる社会（生涯学習社会）を目指す理念・スローガンとしての側面に重点がある概念といえる。

生涯学習のルーツとなる考え方は、1965年にユネスコのポール・ラングランによって提唱されたものである。当初は「生涯教育」という語が用いられたが、教育という言葉の持つ指導的な側面よりも、学習者の側の自発性や主体性を尊重する観点から、次第に「生涯学習」という語が用いられるようになった。

日本においては、1980年代以降に教育改革のキーワードとして位置付けられるようになり、2006（平成18）年に改正された教育基本法では、教育に関する基本的な理念として、生涯学習の理念が以下のように規定されている（第3条）。

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

特に日本において、生涯学習の理念が求められた背景としては、主に以下の3点を挙げることができる。

- ①急激な社会の変化に対応するために、学校を卒業したあとも学び続けることが必要であると考えられるようになったこと
- ②社会の高齢化や、余暇時間の増大などを背景に、学習を通じた生きがいや自己実現が重視されるようになったこと
- ③子どもの頃に獲得した学歴のみを過度に重視する社会（学歴社会）から、生涯にわたって学習し、その成果が適切に評価される社会への移行が目指されたこと

生涯学習という発想は、①教育が学校だけで行われるわけではないこと、②学習するのは子どもだけではないこと、を踏まえ、教育や学習を人生や社会全体を通じた広い観点から捉え直し、いつでも、どこでも、誰でも学べる社会を目指す考え方であるといえる。そこでは、「教える側」以上に「学ぶ側」の視点を大切にしながら、多様な学習とその支援のあり方を考えることが重要になる。

2. 生涯学習を支える2つの「統合」

生涯学習社会の実現に向けては、子どもから大人までの人生全体の学びのあり方を統合的に考えること（垂直的統合）、社会の中の学習支援に関する仕組みを有機的に統合させていくこと（水平的統合）の2つの「統合」が重要になる。

垂直的統合の視点から青少年教育施設・団体の役割を考えると、幼児期～青年期以降にかけての発達段階に応じたプログラムを提供することや、子どもの頃の体験が生涯にわたってどのような意義を持つかといった視点が重要になる。さらに、青少年教育施設・団体が成人の学習をどのように支援するかといった視点も求められる。

一方、水平的統合の視点から青少年教育施設・団体の役割を考えると、教育的な機能を持つさまざまな機関・施設・団体等が連携しながら青少年教育を推進していくことが求められる。社会教育だけでなく、学校教育と家庭教育も生涯学習を支える仕組みであるし、教育以外の領域にも教育的な機能を持つさまざまな機関が存在している。また、行政だけでなく、NPOなどの非営利組織や、企業も生涯学習を支える取り組みを行っている。さまざまな活動主体との連携を模索するとともに、その中で青少年教育にできること（あるいは、できないこと）は何か、を考えることが重要である。

以下では、垂直的統合・水平的統合の双方の視点から、生涯学習社会における青少年教育の位置付けと役割について見ていくこととする。

2 節 生涯各期の学びと青少年教育

本節では、主に垂直的統合の視点から、生涯各期の学びと青少年教育がどのように関連しているのかについて概観する。

1. 青少年期の体験が持つ意味

子どもの頃の体験は、大人になってからのさまざまな資質・能力と関連している。たとえば、2016（平成28）年に国立青少年教育振興機構が行った調査によれば、子どもの頃に家庭・学校・地域で体験を豊富にしている人ほど、大人になってからの「社会を生き抜く資質・能力（自己肯定感・意欲・コミュニケーション力・へこたれない力）」が高い傾向が見られた。同機構では、これまでの調査結果等をもとに、「子供の成長を支える20の体験」と「体験を通じて育成したい12の資質・能力」を図1の通り整理している。

自己肯定感やコミュニケーション力などのいわゆる「非認知能力」（テスト等で数値化することが難しい能力の総称）は、知識として身につけられるものではなく、実際の体験を通じてこそ身につくものであるから、子どもの頃のさまざまな体験が、こうした資質・能力を育む上で重要な意味を持つのは当然のこととも言える。

しかし、高度経済成長期以降、都市化や情報化、少子化といった社会の変化の中で、子どもたちの生育環境が変化し、自然体験や生活体験といったさまざまな体験の機会が減少しているこ

とが繰り返し指摘されてきた。これまで、子どもたちの体験活動が推進されてきたのは、子どもたちの体験の機会が減少している状況に対して、意図的・計画的に体験の機会の提供することが目指されてきたからである。

一方で、意図的・計画的に提供される体験活動プログラムの増加は、子どもにとっての体験が、大人から「与えられるもの」としての側面を大きくすることにもつながっていくとともに、後に見るように、体験を与えられる環境にある子どもとそうではない子どもとの間で、体験の格差が生じやすい状況を作り出してきたと言える。

2. 発達段階に応じた体験活動の提供

一口に青少年と言っても、年齢期ごとに心身の発達や周囲を取り巻く社会の環境は大きく異なっており、求められる体験の中身が同じとは限らない。青少年期の体験活動を推進していく上では、こうした年齢期ごとの違いを踏まえて、どのような体験を、いつ、どのような方法で提供することが望ましいのか、また、それぞれの時期において指導者や支援者がどのように関わるべきか等を検討していくことが重要である。

青少年期における社会教育の役割を総合的に検討した1981（昭和56）年の社会教育審議会答申「青少年の徳性と社会教育」では、年齢期ごとの特徴と指導者が配慮すべき事項が整理されている（表1）。体験活動の指導者・支援者は、こうした年齢期ごとの特徴を踏まえると同時に、1人1人の発達の状況は多様であることも考慮しながら、体験活動に関わることが重要である。

また、2008（平成20）年の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、学校教育における発達段階に応じた体験活動のあり方として、小学校においては自然の中での集団宿泊活動、中学校においては職場体験活動、高等学校においては奉仕体験活動や就業体験活動をそれぞれ重点的に推進することが適当であるとされた。

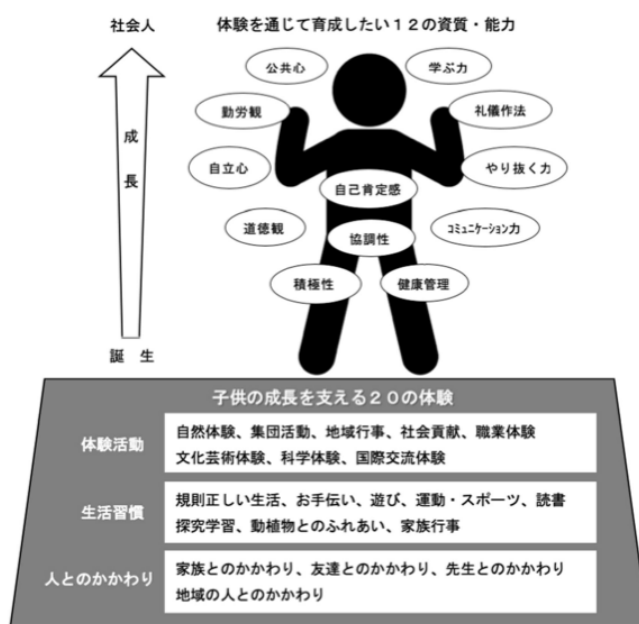


図1 「子供の成長を支える体験」と「体験を通じて育成したい資質・能力」（国立青少年教育振興機構）

表1 年齢期ごとに指導者が配慮すべき事項

<p>乳児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期の信頼感は、周囲の大人が子どもの基本的欲求を適切に充足させることによって育てられるものである。基本的欲求を適切に充足するとともに、信頼感を裏切らないように首尾一貫した態度を取る必要がある。 ・成功と失敗との均衡の取れた生活経験をし、自立感を獲得して、意志力、自己統制力、思いやりの心などの基礎を身につけていくよう配慮しなければならない。
<p>少年期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなことに興味や関心をもつようになり、自分で考え、自分で決めて実行しようとする。しだいに目的意識を伴う活動になり、自発的に目標を設定して活動性を発揮するようになる。 ・活動性や自発性を伸長するために、自由意志による自己決定を大切にし、それを責任をもって遂行するよう助力することが大切である。 ・集団活動では、計画の段階から参加させ、計画の実施においても仕事を分担し、協力して自分たちの力で成し遂げるように指導する。
<p>青年期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・しだいに自分が何であるか、そして何になりたいのかを考えるようになり、自分の個性を活かし、能力に応じて行動することを学び、社会の人間関係の中で自分の態度の一貫性を保って自己の確立を図るようになっていく。 ・自己の確立は、それまでに身につけてきた信頼感、自立感、活動性、自発性を基礎にして、仲間集団や学校、職場などでの主体的で協力的な実践行動など多様な社会参加の体験を通じて達成されていく。

(社会教育審議会答申「青少年の徳性と社会教育」(1981)をもとに作成)

これらの答申で示されている内容は、青少年教育施設・団体等において、青少年の発達段階に応じた体験活動のプログラムを企画・運営していく際の指針となりうるものと言える。プログラムを実施する際には、対象となる青少年の発達段階を考慮し、プログラムのあり方や支援のあり方を検討することが大切である。

3. 青少年期に特有の課題への対応

青少年の体験活動を推進する上では、発達段階ごとの違いだけでなく、近年における青少年の課題やニーズを把握しておくことが重要である。貧困や障害、不登校やひきこもりといった問題への社会的な関心が高まる中で、青少年教育においても、こうした特定の課題やニーズを踏まえた取り組みを展開していくことの重要性が高まっている。青少年教育施設・団体等の事業を考える際には、すでに見た「非認知能力」の向上等に加えて、青少年に特有の課題やニーズに対して、どのようなアプローチが可能か、といった視点も重要である。

2021(令和3)年に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者の健全育成に関連する主な社会課題として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低いWELL-BEING、④格差拡大への懸念、⑤SDGS(持続可能な開発目標)の推進、⑥多様性と包摂性ある社会の形成、⑦リアルな体験とデジタル・トランスフォーメーション(DX)の両面展開、⑧成年年齢の引下げ等への円滑な対応、⑨子供・若者の人権・権利の保障、⑩ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成の10点が挙げられている。こうした複雑な課題に取り組むためには、青少年教育の分野だけでなく、福祉、医療、就労支援、非行対策といった教育以外の分野と連携することが有効であり、ここでもさま

ざまな機関・団体との連携が重要な意味をもつ。

ただし、青少年の課題として取り上げられることの多いこれらの問題は、個々の青少年の側にではなく、周囲の環境や社会の側に要因があるものも少なくない。体験活動を通じてこれらの問題にアプローチしようとする際には、青少年の成長や変化だけによって問題を解決しようとするべきではないという点にも注意が必要である。

4. 成人の体験活動の支援

生涯学習の観点から、青少年教育の役割を考えると、成人への体験活動の提供や学習支援についても考えておくことが重要である。

青少年教育施設・団体に関わる成人として、第1に、青少年教育に関わるボランティアの存在が挙げられる。青少年教育が伝統的に多くのボランティアによって支えられてきたのは、青少年にとって、教員や保護者との関係（タテの関係）とも、友人たちとの関係（ヨコの関係）とも異なる年長者との関係（ナナメの関係）が、青少年の成長にとって有意義だと考えられてきたことに加えて、ボランティア自身が活動を通じて新たに学んだり、自分の経験を活かしたりするといった、ボランティア自身の成長を支援することも青少年教育の意義の1つだと考えられてきたためでもある。青少年教育においては高校生や大学生といった成長過程にある青年自身が指導者になることも多いが、地域での活動等においては成人のボランティアも多く活動している。こうした多世代の関わりを通じて、子どもと大人の双方の学びや成長につながるような取り組みは、成人の学習支援という観点からも重要な意味を持っている。

第2に、青少年教育施設・団体における成人の利用者・参加者についても考えておく必要がある。2020（令和2）年に国立青少年教育振興機構が行った青少年教育施設に関する調査によれば、9割弱の施設で、30歳以上の成人も利用可能となっているように、多くの青少年教育施設で、青少年だけでなく成人の学習支援も行われている現状がある。近年では、生涯学習の理念の普及だけでなく、利用者数の増加のための取り組みとして、成人の利用を積極的に受け入れている場合も少なくない。自然体験活動を楽しむ地域のサークルや、企業の職員研修による利用など、活動の目的も多様であるが、成人の体験活動においては、余暇の充実や体験を通じた人間関係の広がり、といった学習以外の面が重要な意味を持つことが多い。青少年教育のための施設である以上、青少年以外の利用をどこまで支援すべきかは議論の余地があるものの、生涯学習の観点からは、青少年を含むさまざまな世代の学びや成長に寄与することも、青少年教育施設・団体の重要な役割として捉えることができる。

3節 生涯学習支援の広がりとは青少年教育

本節では、主に水平的統合の視点から、家庭教育・学校教育・社会教育と、青少年教育がどのように関連しているのかについて概観する。加えて、教育以外の領域も含めた子ども・若者支援の文脈の中での青少年教育の位置付けについても検討する。

1. 家庭教育と青少年教育

青少年の学校外での体験活動は、家庭の状況によって影響を受けやすい。特に、保護者自身の体験活動の実施状況や家庭の経済状況等が、子どもの体験活動の実施状況と関連し

ていることが知られている。

国立青少年教育振興機構が2020（令和2）年に行った調査によれば、家庭の世帯年収が大きくなるほど子どもの自然体験活動が多くなる傾向があることや、世帯年収が低い家庭では、自然体験活動に関する行事へ参加しなかった理由として経済的・時間的余裕のなさを挙げる割合が高い傾向が見られた。また、同調査では、保護者の自然体験が豊富なほど、子どもも多く自然体験をしている傾向も見られている。すでに見たように、子どもにとって体験が「与えられるもの」としての側面が大きくなっている状況においては、家庭や保護者の状況によって、子どもの体験の機会に格差が生じやすくなっており、上記の調査結果はこうした状況を反映したものと考えられる。こうした格差を解消するためにも、家庭・学校・地域が連携しながら、家庭の状況に関わらず、全ての青少年に放課後や週末等の豊かな体験の機会を提供できる仕組みの構築が求められている。

家庭・学校・地域が連携した放課後や週末等の支援の代表的な取り組みの1つに、2007（平成19）年度にスタートした「放課後子ども教室」事業がある。放課後子ども教室は、放課後や週末等に、子どもに安全・安心な居場所や、学習や体験の機会を提供しようとするものであり、①放課後児童クラブ（いわゆる学童クラブ）と異なり、全ての子どもを対象とした事業であること、②学校施設を積極的に活用して実施されること、③地域住民等を中心に運営されること、などの特徴がある。

2007（平成19）年度からは、文部科学省と厚生労働省の連携のもとに「放課後子どもプラン」（2022年現在は「新・放課後子ども総合プラン」）がスタートしており、放課後子ども教室（文部科学省）と、放課後児童クラブ（いわゆる「学童クラブ」）・厚生労働省）とが相互に連携しながら、計画的に整備が進められている。

放課後子ども教室は、子どもにとって日常生活における重要な体験活動の機会であり、家庭によって生じる体験の格差を、「地域の教育力」によって解消しようとする取り組みとしても捉えることができる。体験活動の推進の観点からは、実施場所・日数の拡大や、プログラムの充実、スタッフの質の向上等が課題となっているが、こうした課題の解消に向けては、青少年教育施設・団体等の専門性が生かせる場面が少なくないと考えられる。

2. 学校教育と青少年教育

学校教育は、生涯にわたる学習支援の中でも、青少年期の学習を支える中心的な仕組みであるといえる。

学校における体験活動は、全ての児童・生徒に格差なく体験の機会を提供できる点に大きな特徴がある。それぞれの教育課程においては、自己肯定感やコミュニケーション力といった非認知能力を育むだけでなく、それぞれの教科に関する学習とも連動しながら、さまざまな体験の機会が提供されている。

青少年教育施設や団体は、こうした学校教育における体験活動のために、学校の中では体験できない活動の機会を提供したり、学校教員とは異なる専門性を持ったスタッフによる指導の機会を提供することができる。

例えば、すでに見たように、2008（平成20）年の中央教育審議会答申では、小学校においては自然の中での集団宿泊活動、中学校においては職場体験活動、高等学校においては奉仕体験活動や就業体験活動を重点的に推進することが適当であるとされているが、こうした活動の実施にあたっては、学校教育と社会教育が連携することで、より充実した

活動となることが期待できる。

学校における体験活動の実施にあたっては、授業時間の確保や、教員の労働環境なども課題となっており、青少年教育施設・団体が学校教育における体験活動をサポートする際には、学校の教育課程や学校教員の職務等に関する理解も重要になる。

また、これからの学校教育と青少年教育の関係を考える上で重要となるのが、「地域学校協働活動」の考え方である。2015（平成27）年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」と総称し、こうした活動を推進する体制として、各地に「地域学校協働本部」を組織していくことが提言された。すでにみた放課後子供教室や、地域住民による学校への支援などもこうした枠組みの中に位置づくものであるが、特に生涯学習の観点からは、こうした取り組みが、地域の子どもたちにとっての学びを支えるだけでなく、そこに関わる地域の成人にとっての学習の場にもなり、地域づくりにもつながるものとなるようにしていくことが重要である。

3. 社会教育と青少年教育

社会教育の領域では、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設や、地域の子ども会やスポーツ少年団等の社会教育団体によって、さまざまな活動が展開されている。青少年の体験活動を考える上では、青少年教育を主たる目的とする施設・団体以外においても、様々な体験活動の機会が提供されていることを踏まえておく必要がある。

地域における学習の拠点である公民館においても、青少年を対象とした事業が行われている。たとえば、子どもたちが公民館等に一定期間共同生活しながら学校に通う「通学合宿」などの取り組みは、地域の中で体験活動を提供しようとする代表的な取り組みの1つと言える。公民館等での体験活動は、さまざまな世代の住民と交流しながら、子どもたちの日常的な生活圏の中での体験の機会が提供できる点に特徴がある。

また、博物館においても、科学博物館や水族館・動物園などを中心に、さまざまな体験の機会が提供されている。近年では、「ハンズオン」と言われる展示物に直接触れられる体験型の展示も増えており、体験を通じて学ぶためのさまざまな工夫が施されている。

こうした社会教育施設の運営をめぐることは、指定管理者制度に代表される公設民営型の施設運営が広がっていることに留意する必要がある。指定管理者制度は、2006（平成18）年の地方自治法の改正によってスタートした制度であるが、文部科学省が2018（平成30）年度に実施した社会教育調査によれば、青少年教育施設はその他の社会教育施設に比べて、指定管理者制度が導入されている割合が高くなっている（公民館が9.9%であるのに対して、青少年教育施設は42.5%）。

指定管理者制度は、施設経営の効率化や、コスト削減のための施策という側面も強いが、一方で、青少年教育に関する専門性を持った団体等が青少年教育施設を運営することには、施設の教育的機能の強化や団体の活動の機会の拡大といったメリットもある。指定管理期間が3～5年程度で更新されることが多く、安定的・継続的な施設運営が難しくなることや、職員の身分が安定しないこと、成果を可視化しやすい評価項目のみが重視されてしまうことなど、公設民営であることのデメリットを踏まえつつ、こうした仕組みが行政・民間の双方にとって有意義な形で活用されるようにしていくことが重要である。

4. 子ども・若者支援と青少年教育

福祉、医療、就労支援、非行対策といった教育以外の分野においても、青少年に対するさまざまな支援が行われており、そうした取り組みを総称して「子ども・若者支援」と呼ばれることが多い。青少年教育は、こうした子ども・若者支援の文脈の中にも位置づくものと捉えることができる。

子ども・若者をめぐる課題は複合的であり、さまざまな分野で関連する支援が行われているため、教育や福祉といった個別の枠組みの中では捉えきれない活動も数多く存在している。例えば、児童館や勤労青少年ホームなどのように、厚生労働省の所管する施設であるが、青少年教育施設と類似した機能を持っている施設もある。また、子ども食堂のように、貧困家庭の子どもたちへの経済的な支援や、子どもたちと地域の大人との交流、さまざまな体験や居場所の提供といった、教育と福祉の双方の要素を含んだ取り組みも数多く見られる。

近年では、2010（平成 22）年に施行された子ども・若者育成支援推進法や、同法に基づき策定される子供・若者育成支援推進大綱など、子ども・若者支援を総合的に推進するための枠組みの構築が進められてきた。

子ども・若者支援との関わりにおいて、青少年教育は、これまで以上に他分野とのネットワークを強化していくことが求められる一方、こうした文脈の中で青少年教育が果たしている役割とは何か、ということが問われることになる。特に、子ども・若者支援の文脈では、ニート・フリーター等に代表される特定の課題やニーズをもった青少年の支援（ターゲットアプローチ）に重点が置かれる傾向がある中で、青少年教育は、体験活動を中心に全ての青少年を対象とする取り組み（ユニバーサルアプローチ）に重点が置かれてきたことなどを踏まえて、青少年教育施設・団体がどのような役割を果たしていけるかについて検討していくことが重要である。

ここまで、青少年教育における体験活動のあり方や、青少年教育施設・団体等の果たすべき役割について、生涯学習の理念にもとづき、垂直的統合と水平的統合の2つの視点から、関連する事項を検討してきた。自然体験活動の総括指導者（コーディネーター）には、青少年教育以外の領域も含めたより広い文脈の中に自分の活動を位置付け、教育以外の分野も含めた多様な機関・施設・団体とも連携しながら、多世代にわたる学びを支援していくことが求められる。青少年教育の分野では、自然体験や国際交流体験といった活動の領域ごとの施設や団体のつながりは見られるものの、青少年教育や子ども・若者支援といった領域全体をつなぐネットワークが意識されることは少ないが、実際には、活動の領域は違っても、大切にしている価値観や課題が共通している場合も多い。1人1人の指導者には、自分自身もまた生涯学習を続ける学習者として、自分の行っている活動の価値や方向性を捉え直していくことが求められる。

（青山 鉄兵）

参考文献

- 1) 国立青少年教育振興機構（2018）「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」報告書
- 2) 国立青少年教育振興機構（2020）発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～「体験カリキュラム」の構築に向けて～（中間まとめ）
- 3) 国立青少年教育振興機構（2018）「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書
- 4) 国立青少年教育振興機構（2022）青少年教育関係施設基礎調査報告書（令和2年度調査）
- 5) 国立青少年教育振興機構（2021）「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」報告書

学校教育における体験活動

【この時間の目標】

学校教育における体験活動の展開について理解する。

- (1) 学校教育における体験活動の位置づけを理解する。
- (2) 集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善について理解する。
- (3) 集団宿泊活動における配慮事項について理解する。

1 節 学校教育における体験活動の位置づけ

学校教育における体験活動と法的な関連や中央教育審議会の答申等で示された「体験活動の充実」について示した。

1. 学校教育における体験活動と法的な関連

(1) 教育基本法の改正と学校教育における体験活動

平成 18 年に改正された教育基本法で「教育の目標」として新たに以下の事項が規定された。これらを受けて、学校教育法に体験活動の充実について示された。

「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する態度」

「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」

(2) 学校教育法の改正と学校教育における体験活動

教育基本法の改正を受けて、平成 19 年には学校教育法も改正され、公共の精神、社会の形成への参画、自然体験活動の促進、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度が義務教育の目的として、新たに規定されている。

また、同法第 31 条では、体験活動について以下のように示されており、学校教育における体験活動を、より一層推進していく必要があると考えられる。

小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。(第 49 条、第 62 条で中、高に準用)

2. 学校教育における体験活動と関連する中央教育審議会の答申等

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申) 平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会

平成 29 年 3 月に告示された小学校学習指導要領の改訂の方向性・趣旨となったこの答申で、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか～学習評価の充実～」として、体験活動を通して学習する上で重要な学び方について以下のように示された。

① 「何を学ぶか」

体験活動を通して学ぶとき、教科等として育成する資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）とともに、その学校の学校教育目標において育成を目指す資質・能力と併せて、体験活動を通して、どのような力（資質・

能力) をつきたいのか意識することが大切である。

② 「どのように学ぶか」

学びの成果として、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を身に付けていくためには、「主体的・対話的で深い学び」となるように「学習過程」を計画し、学んだことを自分の人生や地域社会の在り方と結び付けて深く学んだり、能動的に学び続けたりすることが大切である。

また、「特別活動」においては、体験活動や集団宿泊活動等と教科等の資質・能力との関係について以下のように示されている。教科等で培った知識・技能等を体験活動や集団宿泊活動の中で活用することによって、実感を伴った理解となり、「活用できる知識・技能」へと発展し「実践的な態度や行動」が身に付くと考えられる。

さらに、体験活動や集団宿泊活動で培った「人間関係形成」や学級の一員としての役割を果たす「社会参画」、それらを通して得られる「自己実現」といった特別活動の学びが、学校等で行う各教科等の学習の土台になる「往還的な関係」にあるといえる。(図1参照)

③ 「何が身に付いたか」

学習評価は、子供たちが身に付けた力を明らかにするとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにすることが大切である。そのためには、この学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で評価することが求められる。子供たちが身に付けた力を明らかにするとともに、指導の改善にも役立つ「指導と評価の一体化」が大切になってくる。

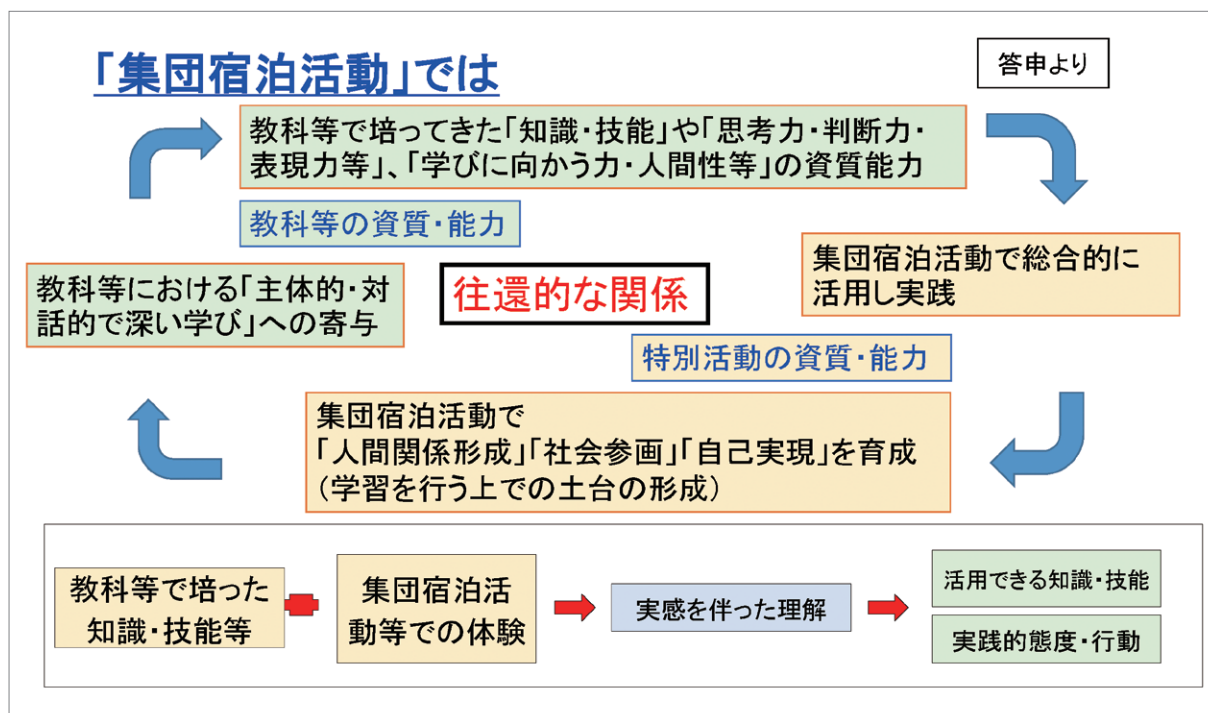


図1 特別活動と教科等における往還的關係図

(2) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

令和3年1月26日 中央教育審議会

令和3年1月26日に中央教育審議会から出された標記の答申において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした。その中で、体験活動については、「第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育のあり方について (2) 教育課程の在り方 ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策」の中で以下のように示されている。確かな学力の育成のために、体験活動の内容と、学習指導要領で示されている教科等の内容と関連付けて、その体験活動でどのような資質・能力が育成されるのか明確にする必要がある。

- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児が主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮したり好奇心や探究心が高まったりしていくなどの幼児期の学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。
- 小学校中・高学年以上の指導においては、各教科等の内容を、徐々にその中核的な概念を使って指導することにより、見方・考え方が鍛えられていくことを踏まえることが重要である。また、体験活動と教科の内容との関連付けを自覚的に行えるように指導することが重要である。

(3) 「次期教育振興基本計画について」(答申) 令和5年3月8日 中央教育審議会

※「次期」とは「第4期」(令和5年度から5年間)

この答申では、「総括的な基本方針・コンセプト」として、「持続可能な社会の創り手」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げた。

体験活動に関わる第3期教育振興基本計画期間中の課題として、「新型コロナウイルス感染症の拡大により、～中略～様々な体験活動の停滞をもたらした。～以下略～」と指摘された。これらを受けて、「今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の中で、「豊かな心の育成」が目標の一つとして掲げられ、その育成のため「体験活動・交流活動の充実」が以下のように示されている。

目標2 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動(自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等)の充実に取り組む。

【指標】

- ・主観的ウェルビーイングに関する指標の向上

(指標例)

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加

ほか、幸福感や友人関係の満足度等に関する指標を設定

- ・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加

2 節 集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善

学校が体験活動や集団宿泊活動を計画するのに、最初に行うことは教育課程へどのように位置づけるかである。つまり、各学校では、学習指導要領で示された各教科等の「目標」を達成するために、どのような資質・能力の育成を目指して、どのような活動を計画し、展開するかのカリキュラム・マネジメントを行う。しかも、それぞれの体験活動や集団宿泊活動などが、「社会に開かれた教育課程」として実現されることが大切である。まず、集団宿泊活動を計画・実施・評価・改善して上での大切なことをまとめた。

また、集団宿泊活動を計画から改善まで行う中で、大切になってくる考え方として、特別活動の「見方・考え方」や育成する「資質・能力」、集団宿泊活動における「主体的・対話的で深い学び」等について示す。

1. 集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善のための基本

学校は、集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善を重ね、より教育効果の高い集団宿泊活動が継続的に実施できるように実践している。そこで、学校が行っている計画から改善までのプロセスを紹介する。

(1) 集団宿泊活動を位置付けた年間指導計画の作成（カリキュラム・マネジメント）

年間指導計画とは、学校における教育課程の全体像を示すものである。つまり、学校として扱う教科等の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的にまとめたものといえる。作成する上で、以下の内容を検討している。

- ① 学校教育目標や児童の実態、保護者や地域の願い等を踏まえ、集団宿泊活動を通して育てたい資質・能力を検討する。
- ② 育成したい資質・能力や態度を育てるために必要な活動内容・方法等を検討する。
- ③ 特別活動とともに教科等の関連を考慮して活動内容を教育課程に位置付ける。
- ④ 実施する施設や地域の教育資源（人的・物的資源、社会教育施設など）を活かす。

(2) 集団宿泊活動の実施計画・学習指導案等の作成

集団宿泊活動を実施する当該学年の担当者が具体的な活動の内容や方法の計画を立てる段階である。ここで大切なことは、ねらいとする中心的な活動を決め、ねらいに沿って活動のつながりを考えながら諸活動をつなぎ合わせ、実施計画を作成することである。

- ① 年間指導計画及び前年度の集団宿泊活動の概要を、実態等に合わせて見直す。
- ② ねらいと学習内容を検討し、それぞれの学習指導案等を作成する。
- ③ 活動のつながりを考慮して日程概要を作成し、教育課程に位置付ける。

④ 集団宿泊活動の運営に必要な準備を行い、しおり等を作成する。

(3) 集団宿泊活動の実施（配慮事項等詳しくは、3節参照）

作成してきた計画に沿って実施に移す段階である。実践では想定外の状況が発生したり、逆に想定していた以上に児童に学ぶ姿が見られたりすることも多い。児童が置かれている状況に寄り添い、児童の理解度や考え方を素早く読み取り対応することである。

- ① 事前学習を実施し、児童の組織作りや役割分担、活動や生活に必要な準備を行う。
- ② 集団宿泊活動を児童の学習状況や安全に配慮して、施設職員等と連携して実施する。
- ③ 事後学習を実施し、活動を新聞や報告書にまとめたり、下の学年や保護者を対象とした発表会を実施したりする。

(4) 集団宿泊活動の評価・改善（実施後）

児童の成果物を手がかりとして、ねらいの達成程度や計画全体について評価分析する。そのためには、活動を支援した指導者やボランティア、保護者等の声なども有効である。アンケートを実施するなどして、児童が学んだことを学校生活につなげたり、次年度の集団宿泊活動に活かしたりする情報を得るようにして、新たな実践につなげる意識を持ちたい。

- ① 集団宿泊活動の目的が達成できたか評価する。
- ② 学習のねらいが達成できたかを、学習指導案の評価規準に沿って評価する。
- ③ 後の学習活動や学級での各種の活動及び次年度に活かす。

2. 「カリキュラム・マネジメント」による「社会に開かれた教育課程」の実現

集団宿泊活動を計画・実施・評価・改善していく上で、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携して教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」や、教育活動の質の向上を図るための「カリキュラム・マネジメント」が重視されている。どのように教育課程が編成されるか示していきたい。

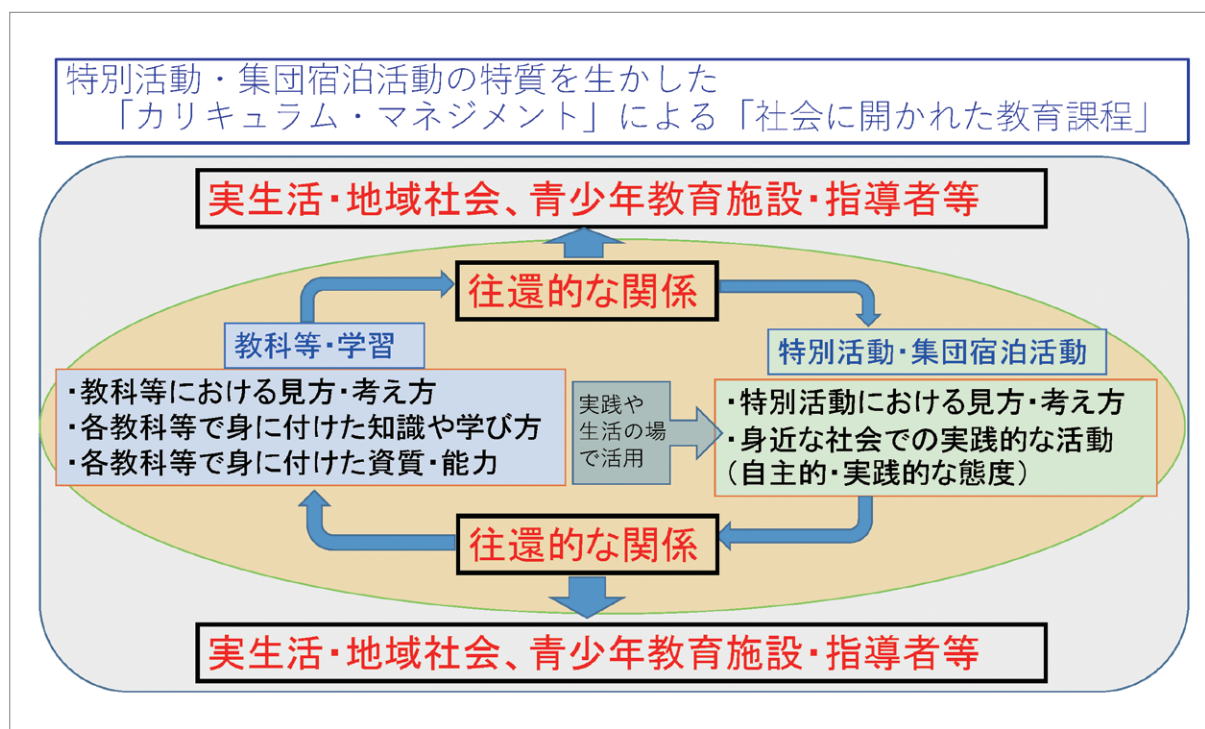


図2 特別活動・集団宿泊活動の特質を生かした「カリキュラム・マネジメント」による「社会に開かれた教育課程」

(1) 集団宿泊活動の特質を生かした「カリキュラム・マネジメント」

学校は、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。例えば、特別活動である集団宿泊活動に、各教科等の学習を関連付けて実施したり、同じ特別活動でも学級活動と集団宿泊活動を結合させたりして教育効果を高めている。(図2参照)

(2) 「社会に開かれた教育課程」による学校や地域の特色を生かした集団宿泊活動

子供たちが社会において自立して活躍することをねらいとして、集団宿泊活動においても学校が青少年教育施設や地域との連携・協働により「社会に開かれた教育課程」を実現することが大切である。集団宿泊活動等の体験活動においては、次のような活動の充実が求められる。学校の創意工夫や地域の特色を生かした体験活動が行われている。

○地域（青少年教育施設や地域の指導者等）や学校の創意工夫や特色を踏まえた集団宿泊活動の充実

○集団宿泊活動の目標を地域（青少年教育施設や地域の指導者、保護者等）と共有した教育活動を展開し、地域の人的・物的資源を活用する活動の充実

3. 特別活動：集団宿泊活動における「見方・考え方」「資質・能力の三つの柱」等

特別活動は、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることとして整理された。（『小学校学習指導要領解説 特別活動編』第2章第1節1（2））

そこで、集団宿泊活動や体験活動を計画する際に重要な「見方・考え方」「資質・能力の三つの柱」「資質・能力を育成する上で重要な三つの視点」を以下に示す。

(1) 特別活動：集団宿泊活動における「見方・考え方」

集団宿泊活動における集団や社会の形成者としての見方・考え方として、次のようなことが考えられる。

○考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合おうとする見方・考え方

○互いのよさを生かすような見方・考え方

○よりよい集団づくりなど、集団に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする見方・考え方

○集団での関わりを通して、自己理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力を養うとともに、自己の在り方生き方を考え設計しようとする見方・考え方など

(2) 特別活動における資質・能力の三つの柱

特別活動の学校行事である集団宿泊活動や体験活動を通して、子供たちにどのような力を身に付けるのか計画する際に、以下の「三つの資質・能力」が大切になる。

① 特別活動で育てる「知識及び技能」

特別活動の目標では、「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする」と示されている。このことを特別活動で核となる話し合い活動で考えた場合、以下のようなことが考えられる。

○話し合いの進め方

○よりよい合意形成や意思決定の方法

○協働して実践するための役割分担の方法

○学校行事の意義 など

② 特別活動で育てる「思考力、判断力、表現力等」

特別活動における「思考力、判断力、表現力等」について、目標の「集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。」との関わりで考えた場合、以下のような資質・能力が考えられる。

○解決すべき問題を発見する力

○よりよい合意形成や意思決定する力

○人間関係をよりよくするための力

○様々な場面で多様な他者と協働しようとする力

○今の自分や、将来なりたい自分を追求しようとする力 など

③ 特別活動で育てる「学びに向かう力、人間性等」

特別活動の目標では「自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」と示されている。このことを「学びに向かう力、人間性等」との関わりで考えた場合、以下のような態度が考えられる。

○人間関係を自主的かつ実践的によりよいものにしていこうとする態度

○学級・学校等の集団や社会に参画して主体的に問題を解決しようとする態度

○多様な他者との違いや多様性を認め、生かし合いながら協働して活動に取り組もうとする態度

○自己の課題を発見し改善して、よりよい生き方を追求していこうとする態度

これらの「資質・能力の三つの柱」は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の次の三つの視点に関わる資質・能力として、特別活動を通して体得していくことになる。

(3) 特別活動：集団宿泊活動等で育てる資質・能力の重要な三つの視点

特別活動の集団宿泊活動や体験活動で育成したい資質・能力の重要な三つの視点は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」である。(図3参照)

① 「人間関係形成」の視点

集団宿泊活動等における「人間関係形成」とは、活動班や生活班の仲間との関わりの中で、互いの違いを認め合って話し合ったり協働したりする中で、よりよい人間関係の築き方を体得していく。また、活動班や生活班の一員として、自然が与えてくれるトラブルや仲間とのトラブルを乗り越えようとしたり、多様性を理解しようとしたりする過程で「よりよい人間関係」を形成していくようになる。

② 「社会参画」の視点

集団宿泊活動等における「社会参画」とは、自分が所属している班活動や体験活動で役割を果たすこと等を通して、将来所属する様々な集団や社会に対して主体的、積極的に関わり、様々な問題を解決しながらよりよいものにしていこうとする資質・能力を育てることである。

③ 「自己実現」の視点

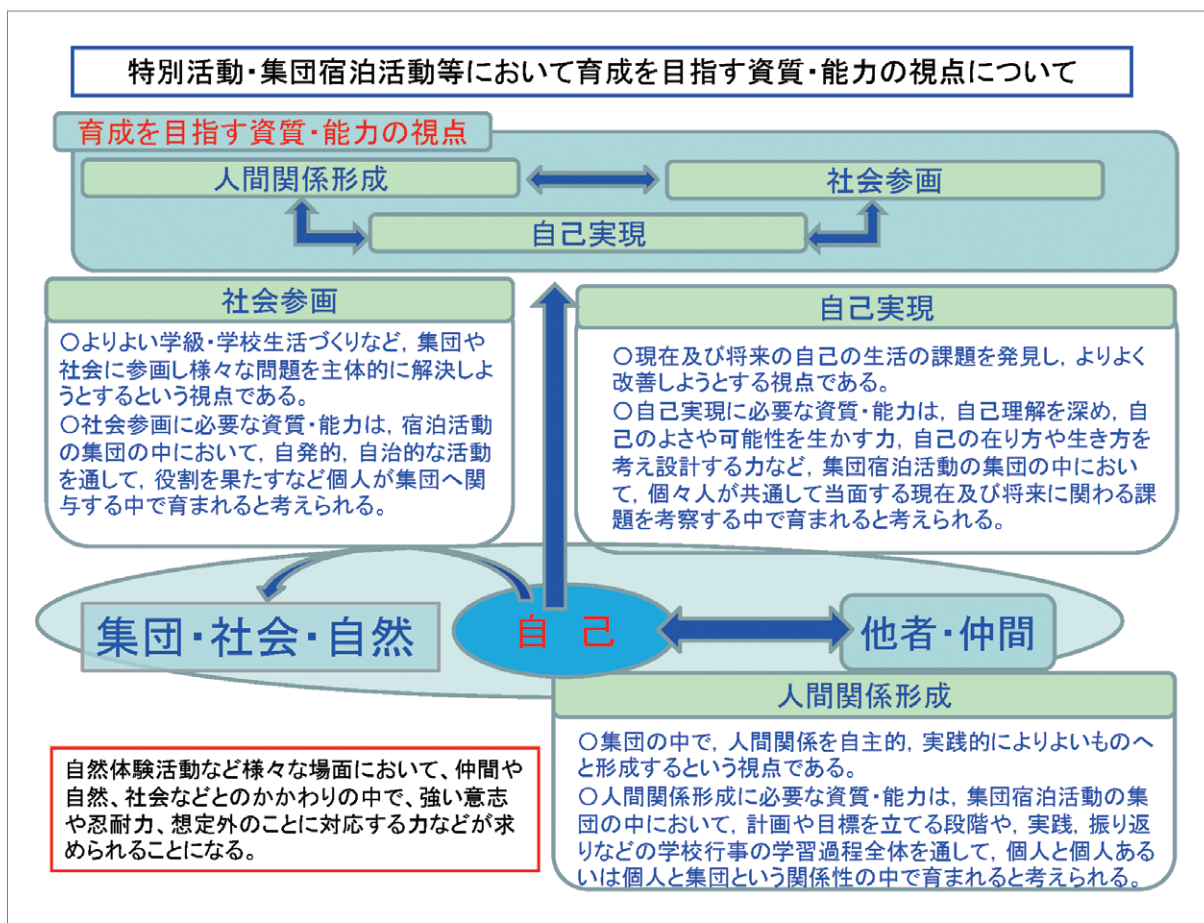


図3 特別活動・集団宿泊活動等において育成を目指す資質・能力の視点について

集団宿泊活動等における「自己実現」とは、将来なりたい自分に近づくため、集団宿泊活動の中で、今の自分にできることを考え実践しながら、よりよい自分づくりを目指すことができるようにすることである。そのためには、集団宿泊活動を通して、仲間等との関わりの中で自己理解を深めていくこと、自らの生き方を考え、自己のよさや可能性を生かしながら「個の成長」を重ねることなどが必要だと考えられる。

④ 密接な関係にある三つの視点

児童・生徒は、集団宿泊活動等の中でもその時々の中で、「なりたい自分」に近づこうと努力する（自己実現）。同時に、班や学級の仲間や先生などとよりよく関わろうとする（人間関係形成）。さらには、所属する班や学級集団の一員としての役割を果たそうとする（社会参画）。特別活動の方法原理が「なすことによって学ぶ」であることから、これらの三つの視点は、学習過程のそれぞれの場面で適切に発揮できるようにすることが大切である。

(4) 集団宿泊活動における「主体的・対話的で深い学び」の実現

集団宿泊活動において「主体的・対話的で深い学び」を実現させるには、教員とともに活動を計画する中で、一連の学習過程の中で以下のような体験活動や指導の工夫改善を行うことで質の高い学びを提供できることとなる。(図4参照)

① 特別活動・集団宿泊活動における「主体的な学び」の実現

○集団宿泊活動等における計画段階や準備、実践などにおいて、探究的な活動を設定する。

特別活動・集団宿泊活動等における
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

主体的な学び

学校や学級の実態，自己の現状に即して自ら課題を見だし，解決方法を実践したり振り返ったりしながら，生活をよりよくしようとしていくこと。

対話的な学び

生活上の課題を解決するために合意形成を図ったり，意思決定したりする話し合いの中で様々な意見に触れ，考えを広げたり多面的・多角的に考えたりすること。

深い学び

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら，問題の発見，課題の設定から振り返りまでの一連の活動を繰り返す中で，各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的に生かし，知識・技能などを集団及び自己の問題の解決に活用していくこと。

図4 特別活動・集団宿泊活動等における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

○話し合いを通して決めた集団宿泊活動のめあてなどから自分がかんばることを決め、自主的に実践する活動などを設定する。

こうした活動が、自分たちが所属する学級や学校という集団の生活をよりよくしようとする次の活動への動機付けとなり、一層確かな「主体的な学び」へと発展していく。

② 特別活動・集団宿泊活動における「対話的な学び」の実現

○集団宿泊活動等において話し合い活動を通して、他者の考えに触れ、自分の考えを広げたり、多面的・多角的に考えたりして、意思決定を行ったりする活動を設定する。

○多様な他者との対話、地域の人との交流を通して、自分の考えを広げたり、自己理解を深めたりする活動を設定する。

このような「対話的な学び」から、児童は様々な関わりを経験して感性を豊かにし、よりよい合意形成や意思決定ができるようになる。

③ 特別活動・集団宿泊活動における「深い学び」の実現

課題の設定から振り返りまでの一連の活動とし、そのプロセスで教科等の学習で身に付けた知識や技能を働かせ、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」に関わる体験活動に取り組むよう意図的・計画的に指導していくようにする。

また、「深い学び」を実現するには、振り返りの活動も重要な学びの機会となる。振り返りでは、話し合いや様々な実践をよりよくしていくという視点だけではなく、そこで得た「気づき」を日常生活や社会生活に活かしていく「学び」に変えていくことによって「深い学び」にしていくことが大切である。

3節 集団宿泊活動における配慮事項

集団宿泊活動では、集団宿泊活動や各教科等の目標を達成するために学校での事前学習や事後学習を見通した一連の指導計画を作成し、系統的・継続的な教育活動にすることが求められる。その中で、配慮すべき事項を以下に示した。

1. 児童の成長を促す集団宿泊活動

日常とは異なる環境で共同生活を行う活動は、人間関係を築く力や規範意識、協働して課題を解決する力などの児童の資質・能力の育成につながる。仲間との集団で行う体験活動は、一生忘れられない思い出になったり、これからの学校生活の支えになったりと高い教育的効果が期待できる。そこで、児童の成長を促す指導のポイント等を紹介する。

(1) 教育的効果を高める指導のポイント（自発的・自治的な活動の創造と態度の育成）

教育的効果を保ちながら効率的に進めることが大切であるが、集団宿泊活動のねらいを踏まえ、児童の自主的、自治的な態度を育てる場でもある。指導時間の短縮のための教師や指導者等による教え込みだけでつくりあげるのではなく、児童自身が自発的・自治的な活動をつくりだし体験できるようにすることが大切である。

また、全ての課題を解決して現地学習に望むより、現地学習で児童の話し合いの時間と場をつくり、課題解決をさせることで、自発的、自治的な活動につながる。

例えば、キャンプファイヤーなど活動班の発表内容を現地学習の中で話し合っ決定し、練習して発表するなどが考えられる。

(2) 教科等と関連付けて計画的に実施

集団宿泊活動の実践の中で、各教科等と関連付けて体験活動や実践活動を行うことにより、深い学びにつなげていくことができる。教科等の学習との関連を図った教科横断的な学習は、事前に児童の調べ学習などを十分に行うことで、学校での学習との連続性をもたせることができる。また、集団宿泊活動と他の学校行事や学級活動と統合させることもできる。

(例) 遠足・集団宿泊活動+学級活動「オリエンテーリング大会を成功させよう」

児童が主体となって学級活動で計画した「オリエンテーリング大会」を学校行事と統合して行うこともできる。

(例) 遠足・集団宿泊活動+理科「流れる水の働きと土地の変化」

川を観察したり、流れる水の働きを実験したりして、理科学習との関連を図って実施することもできる。

(3) 保護者や地域の指導者の協力と社会教育施設の活用

家庭や地域の協力を得たり、社会教育施設や青少年教育施設等を活用したりすることで、体験的な活動を効果的に展開できるようになる。その際、効率性を心掛けて綿密な打ち合わせを行う必要がある。

目的やねらい、内容、方法、手段など、あらかじめ話し合う項目を整理しておくことで、短い時間で大事なことを落とさないようにすることが大切である。

(4) 体験活動とICTの活用

学校は文部科学省のGIGAスクール構想で一人1台のタブレット端末等を持っている。体験活動を行う上で、事前学習として調査活動や、現地での体験活動や実践活動の記録をとるなどICT機器の活用目的をはっきりさせ、積極的に活用することが望まれている。

(5) 「いじめ」の防止や早期発見・早期対応の重要性

集団宿泊活動では、各種の体験活動や寝食を共にする生活体験が行われるが、体験活動や生活体験を行っている場面で、児童・生徒の普段の人間関係がみえてくる。それらの言動で、差別や偏見などを見逃すことなく、教員と連携して早期発見・早期対応を行うことが大切である。

2. 教員の組織等と総括指導者（コーディネーター）の連携

集団宿泊活動を実施する学校と、受け入れを行う施設や地域、指導者等との連携役となる総括指導者（コーディネーター）の役割について示したい。

(1) 学校（教員）と総括指導者との連携

集団宿泊活動の実施にあたっては、学校、受け入れ施設・地域関係機関（指導者・ボランティア等）、医療機関等との連携が必要であり、その連絡調整や安全管理など総括指導者が、以下の例のような役割を教員と連携して担うことによって、安全で質の高い体験活動の実現と教員の負担軽減（働き方改革への対応）を図ることができる。

- ・ 集団宿泊活動で育みたい資質・能力を育成するプログラムの提案・打合せ
- ・ 事前学習への情報提供と、事前踏査の案内等
- ・ 児童・生徒の情報の取得と配慮すべき事項の把握
- ・ 集団宿泊活動における地域等における体験活動への帯同や指導
- ・ 集団宿泊活動の評価と次年度に向けた改善事項の検討
- ・ 児童・生徒の安全管理 等

(2) ボランティアや保護者・地域の指導者との連携

- ・ 児童・生徒の情報や配慮すべき事項等を地域の指導者（リーダーやインストラクター等）やボランティアと共通理解を図る。（守秘義務についても指導する）
- ・ 児童生徒理解に基づく「体罰の禁止」に関することを指導する。（対象者理解との関連）

3. 児童の意欲を高める事前指導・現地学習・事後指導

集団宿泊活動の成果を上げるためにはオリエンテーションや事前学習などの事前指導が大切である。活動の手順だけを指導するのではなく、活動の目的や内容等を伝えて、児童が意欲をもって主体的に取り組めるようにする。また、現地学習後の事後指導で、集団宿泊活動で得た学びを学校生活に活かせるようにすることが大切である。

(1) 児童の意欲を高める事前指導・オリエンテーション

オリエンテーションの指導時には、以下の3点を全ての教師や指導者・関係者等が共通理解するとともに、以下の事項について大切なことを示す。

- ・ 集団宿泊活動のねらいを明確につかむ。
- ・ 児童に育てたい資質・能力を確認する。
- ・ 育てたい児童の具体的な姿を明らかにする。

オリエンテーションでは、何のために活動するのかという行事の目的と日時や活動内容を伝え、見通しを持たせる。さらに、集団宿泊活動を通してどんな力を付けたいのかを児童自身が考える。また、現地で学習する体験活動の事前調査活動を行ったり、活動班や生活班などの役割を決めたり、活動の約束やマナーなどを考えたりして準備を行い、しおりを作成する。

(2) 児童の意欲を高め、自信をもたせる現地学習の指導・実践

当日は児童自身が、事前学習で準備してきたことを発揮できるようにし、互いに思いやりの気持ちを持ち、よさやがんばりを認め合えるようする。

集団宿泊活動を何のために行うのか、これを成功させたら、どんな自分になれるかを具体的にイメージできるように班の目標や個人のめあてを視覚化したりして掲示したり、意欲を高めるためには、班ごとに旗を作ったりするとよい。

見通しを持たせるため、活動日程を確認して、児童が主体的に行動できるようにし困ったことがあったときの対処の仕方を伝えておく。

活動中は、声を掛けたりするなどして応援し児童の活動を見守る。児童の活動を価値付け認める。成功失敗にこだわらず、児童の努力を認め、児童の成長そのものを、児童と共に喜ぶ。

(3) 成長を確かめ、次につなげる事後指導

振り返りをするときに大切なことは、事前に立てた自分やみんなの目標にどれだけ近づけたのか、自分は何を学んだのか、この体験を次の学習や学校生活にどう生かすかなど、しっかりと振り返る視点を児童に示しておくことが大切である。

留意点

- (1) 文部科学省の施策・通知、中央教育審議会の答申や各都道府県教育委員会等の各種統計資料など、最新の情報を活用する。
- (2) 本講習は、学校教育における体験活動の中でも、各都道府県における集団宿泊活動の先進的な事例を参考に集団活動の計画・実施・評価・改善の在り方等について具体的な事例をあげて進めることとする。

(伊野 亘)

参考文献

- 1) 「体験活動事例集～体験のススメ～」(H17・18 豊かな体験活動推進事業より) H20.1
- 2) 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知) H25.3.13 文部科学省初中局・スポーツ青少年局
- 3) 学校教育における「集団宿泊活動」の手引き H26.3 国立青少年教育振興機構
- 4) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」H28.12.21 中央教育審議会
- 5) 小学校学習指導要領、学習指導要領解説特別活動編 H29.3 告示 文部科学省
- 6) 「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」H31.1.21 中央教育審議会
- 7) 特別活動指導資料「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動」(小学校編) H31.1 国立教育政策研究所教育課程研究センター
- 8) 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」H31.3.29 初等中等教育局長通知
- 9) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校・中学校 特別活動 R2.3 文部科学省 国立教育政策研究所
- 10) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) R3.1.26 中央教育審議会
- 11) 「次期教育振興基本計画について」(答申) R5.3.8 中央教育審議会

自然体験活動の特質

【この時間の目標】

- 地域社会と自然体験活動の関わり的重要性と連携方法を理解する
- (1) 自然体験活動の意義を、哲学的視点や倫理的視点から再確認する。
 - (2) 地域社会と自然体験活動の関わりを理解する。
 - (3) 地域との連携方法を理解する。

1 節 地域社会と自然体験活動の関わり的重要性と 連携方法を理解する

1. 自然体験活動の意義を、哲学的視点や倫理的視点から再確認する

(1) 土地と風土に潜む力の大切さを理解する

「土地」という言葉にはいろいろな意味が含まれている。地域を指すこともあれば、大地そのものを指すこともある。ここでは「人々が生活する場」という意味で捉えてみたい。一方、風土は「地形や気候等の客観的自然条件とその土地の文化や人々の気質等主観的・心理的条件」(野田、2013)を意味するとされており、その言葉からはやはり人々の生活がイメージされる。筆者は人々が生活する場である土地では、人間と自然の関わりがあり、その関わりによって当該地域ならではの文化や気質、つまり「地域性」が生まれると考えている。自然体験活動指導者(リーダー)版テキストおよび自然体験活動上級指導者(インストラクター)版テキストの「自然体験活動の特質」で述べてきたように、自然体験活動においては「地域性」が重要である。地域性を捉える際には、土地や風土という視点も大切にしていきたいものである。

従来、地域には教育力があると言われており、「地域の教育力」という言葉で紹介されてきた。島田と藤岡(1982)は、広義には地域資源は人間形成に対して何らかの力を持っているとし、「地域資源の持つ人間形成力」と捉えていた。また、地域資源の持つ人間形成力の意味づけや再編成を行うことによって、「地域の教育力」となるとした。これを自然体験活動と重ねたものが図1である。NEAL指導者、特に総括指導者(コーディネーター)は、このことを意識して地域における自然体験活動に参画していきたい。

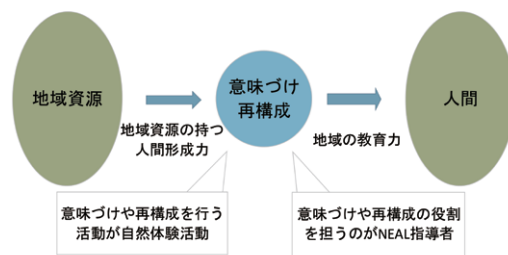


図1 地域の教育力と自然体験活動

(2) 多様性の価値を認め、持続可能な社会のあるべき姿を知る

筆者は、自然体験活動を3つの多様性に気づく教育と考えている。1つめは、「自然の多様性」である。自然体験活動指導者(リーダー)版テキストの「自然体験活動の特質」に「生物多様性」として解説しているので参照いただきたい。2つめは「文化の多様性」であり、地域によって異なる文化や伝統、暮らし、産業を持つことを指す。3つめは、「人の多様性」である。人によって自然の見方や感性、価値観が異なることを指す。自然体験活動を通して、これらの多様性に気づき、認め合うことは、現代社会の諸課題解決につながるのではないだろうか。

現代の諸課題には、SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) の達成や持続可能な社会の実現が含まれる。自然体験活動上級指導者 (インストラクター) 版テキストの「自然体験活動の特質」に、SDGs と自然体験活動とのつながりについて記しているのを参照いただきたい。

それでは、持続可能な社会とはどんな社会だろうか？ 以前担当した環境教育プログラムにおいて同様の問いを投げかけた際には、「多様性を認め合う社会」や「共生社会」「思いやりのある社会」などの表現が出てきた。また、筆者は「誰にとっても平和な社会」と呼んでいることを紹介した。一般的には「持続可能性の高い社会」や「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たす」(1987) と定義されている「持続可能な開発」によって成り立つ社会と表現されることもあるが、上記の通り持続可能な社会に対するイメージは多様である。1人ひとりを尊重しつつ、持続可能な社会を実現するためにも、多様性の価値に気づき、認め合う教育である自然体験活動の果たす役割は大きいと言えるだろう。

2. 地域社会と自然体験活動の関わりを理解する

ここでは、地域の資源を「自然」「文化」「産業」の3つに分けて地域と自然体験活動の関わりを捉えていきたい。その際に、環境教育で用いられる「in」「about」「for」の視点を組み合わせることで、多様な自然体験活動になり得ることも確認したい(図2)。

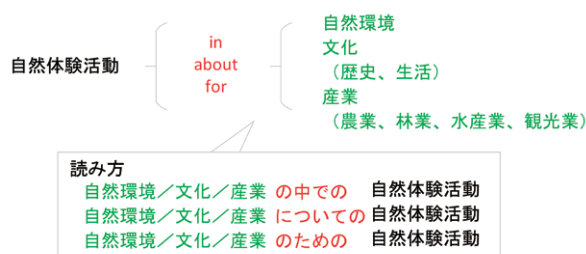


図2 地域資源と in / about / for の組合せによる自然体験活動

(1) 地域の自然環境と自然体験活動の関わりを理解する

自然体験活動は、地域資源を基盤とした教育活動である。つまり、地域の自然環境は自然体験活動を支えるベースであり、自然体験活動の活動内容を左右するものと言える。山があるから登山を行うことができ、海や川があるから水辺の生き物観察が行えるのである。裏返すと、森のハイキング時に会う木々や野草を通して、地域の植生や特徴を知ることができるように、自然体験活動は地域の自然環境や地域性を学ぶ教育とも言えるだろう。

地域の自然環境と in / about / for の組合せによる自然体験活動の一例を以下に挙げる。

表1 地域の自然環境と in / about / for の組合せによる自然体験活動

in	= 地域の自然環境の中での自然体験活動 ▶ 自然遊び、自然ふれあい活動 など
about	= 地域の自然環境についての自然体験活動 ▶ 自然観察会、自然調査、地域を象徴する生き物プログラム など
for	= 地域の自然環境のための自然体験活動 ▶ 森林管理作業、清掃登山、自然歩道の補修 など

(2) 地域の文化、歴史、生活などと自然体験活動の関わりを理解する

自然体験活動の基盤となる地域資源には、自然と人との関わりによって生まれた文化や歴史、生活なども含まれる。これらは自然体験活動の活動内容に直結するもので

あると同時に、自然体験活動を通して学ぶ対象ともなり得る。

地域の文化と in / about / for の組合せによる自然体験活動の一例を以下に挙げる。

表 2 地域の文化と in / about / for の組合せによる自然体験活動

in	= 地域の文化の中での自然体験活動 ▶ 伝統食を作り味わう、お祭りへ参加、歴史的な町並み散策 など
about	= 地域の文化についての自然体験活動 ▶ 民具の調査、昔話や民話の収集、まちなかガイドマップ作り など
for	= 地域の文化のための自然体験活動 ▶ 町並み保存活動、伝統文化の継承プログラム、聞き書き活動 など

(3) 地域の農業、林業、水産業、観光業などと自然体験活動の関わりを理解する

農業や林業、水産業などの第一次産業と自然体験活動は相性が良いと言われており、地域資源に基づく観光業も自然体験活動との接点大きい。つまり、地域の産業も自然体験活動の基盤であり、自然体験活動を通して学ぶ対象となる。

地域の産業と in / about / for の組合せによる自然体験活動の一例を以下に挙げる。

表 3 地域の産業と in / about / for の組合せによる自然体験活動

in	= 地域の産業の中での自然体験活動 ▶ 米作り体験、林業体験、地場産業の体験 など
about	= 地域の産業についての自然体験活動 ▶ 農具の調査、地域の特産品や地場産業の調査 など
for	= 地域の産業のための自然体験活動 ▶ 援農、地場産業の技術継承プログラム、地域案内人育成 など

3. 地域との連携方法を理解する

地域性を大切することで、上記のような多様な自然体験活動を展開することができるが、それらの活動は NEAL 指導者のみで成立するものではなく、地域との連携や協働で成り立つものである。ここでは 3 つの連携方法を紹介する。

(1) 自然体験事業の企画と運営を通して、地域と連携する

地域において、自然体験活動に関する事業の企画運営を行うことになれば、自ずと地域と連携することが求められる。筆者が「やまなし環境教育ミーティング」を企画した際には、県内の環境教育関係者に実行委員会への参画やパネルディスカッションのパネラー、事例紹介の発表者などの依頼をすることを通して、初めてつながる方もいた。また、そのミーティングがきっかけで、新たな協働プログラムが生まれたり、マイクロプラスチック削減のプロジェクトが動き始めたりした。

上記は地域内連携の一例であるが、自然体験事業には指導者養成事業や自然体験に関するキャンペーン、地域人材を講師としたプログラム、地域施設や団体との協働プログラムなど様々なものが考えられる。事業の大小に関わらず自然体験事業の企画と運営を行う際には、地域と連携することを意識したい。魅力的な事業となるだけでなく、そこから新たな動きを創り出すこともできるだろう。

なお、自然体験事業の企画と運営の手法や要点などの詳細については、「自然体験活動の企画運営」の章を参照いただきたい。

(2) 地域資源のコーディネートを通して、地域と連携する

上で述べたように、自然体験活動は地域資源を基盤としており、地域資源を利用す

ることで成り立つという側面がある。その際、利用の仕方を誤ってしまうと自然体験活動に影響が出るだけでなく、地域資源を損失してしまう可能性もある。だからこそ、地域資源の適正な利用や維持管理が必要となり、そのためのコーディネーターにNEAL指導者は関わっていききたい。

例えば、地域の自然環境を活かした自然体験活動を持続的に行っていくには、フィールドに負荷をかけないためのガイドライン作りや適正な技術と知識を持った指導者養成、フィールドのゴミ拾い、自然歩道の維持管理などが必要となる。こうした取り組みにはコーディネーターが必要であり、地域資源に精通し、コミュニケーション力の高いNEAL指導者が担う役割とも言えるだろう。同様に地域の文化や産業の適正利用、維持管理も不可欠であり、NEAL指導者がコーディネーターとして関わることが求められるだろう。

地域資源のコーディネーターには、地域との連携や協働が不可欠であるが、その機会を通して新たなつながりを作ることでもあるだろう。積極的に地域資源に関わる機会を持ち、コーディネーターの役割を果たすことは、NEAL指導者の責任であると共に新たな自然体験活動を創り出す機会であると捉えていきたい。

なお、地域資源をコーディネートする際にも、自然体験活動の企画と運営に関する知識と技術が役に立つだろう。自然体験活動上級指導者（インストラクター）版および本テキストの「自然体験活動の企画・運営」を参照いただきたい。

(3) 地域の指導者・ボランティアへの支援を通して、地域と連携する

自然体験活動総括指導者（コーディネーター）には、自然体験活動に関する事業の企画・実施の総括責任者としての役割に加えて、リーダーおよびインストラクターの支援者・指導者としての役割も求められている。支援および指導の対象は自身が直接的に関わる団体や活動の指導者だけでなく、地域の指導者やボランティアも含むと考えていきたい。

具体的な支援や指導には、指導者養成講習会やスキルアップ講習会の開催、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の受入などがある。活躍の場を作り、指導経験を積む機会を設けるという意味では、自然体験活動のプログラムにスタッフとして参加してもらうことも、指導者の支援や指導につながるだろう。これらの機会を通して、指導者やボランティアがスキルアップできるだけでなく、受入側にとっても、スタッフ体制が厚くなることでプログラム運営や安全管理の向上にもつながる。さらに、何よりもプログラム参加者にとって安心安全で楽しいプログラムとなるだろう。そのためにも、地域の指導者やボランティアを積極的に支援していききたい。

なお、支援や指導の際には、コミュニケーションやファシリテーション、スーパービジョンなどが必要となる。詳細は本テキストの「対象者理解」を参照いただきたい。

(増田 直広)

参考文献

- 1) 津村俊充・増田直広ほか編（2014）インタープリター・トレーニング ナカニシヤ出版
- 2) 島田修一・藤岡貞彦（1982）社会教育概論 青木書店
- 3) 野田恵（2013）「風土論」日本環境教育学会編『環境教育辞典』教育出版
- 4) 環境と開発に関する世界委員会（1987）OUR COMMON FUTURE（邦訳：地球の未来を守るために）、福武書店

対象者理解

【この時間の目標】

- (1) 多様な対象者に対する効果的な理解と対処方法を理解する。
- (2) グループ活動を通じた対象者理解の方法を理解する。
- (3) スタッフ等に対するスーパービジョン（指導や助言）のねらいや方法を理解する。

1 節 多様な対象者に対する効果的な理解と対処方法

自然体験活動指導者（コーディネーター）の役割は、自然体験活動事業の企画・実施の総括責任者になるとともに、リーダー及びインストラクターに対して事業のねらいを伝え、指導方針の共通理解を図り、必要に応じて支援や助言を行うことである。そこで、事業の参加者だけでなく、スタッフの理解を深め、支援していくことも大切である。

1. 対象者の理解とその方法

対象者の一般的な理解（対象者の年齢や発達段階によって共通に見られる特徴や行動の法則性）とともに、対象者の個別的な理解（対象者一人ひとりの個性や行動の特性）を深めることが大切である。

対象者の理解を深める方法として、健康調査票等で事前に情報を収集するとともに、活動中の行動や言動から情報を得ることが必要である。さらに、活動中に得られた情報をスタッフ間で共有することが重要である。

2. 情報の共有とその方法

(1) 緊急を要する場合

子どもを対象とした事業の場合、当日の集合時に保護者から新たな情報（数日前にケガをした等）を得ることがある。また、プログラムや生活中に気になる言動や行動があり、速やかに共有する必要がある場合など、インストラクターやコーディネーターに報告するような体制を整えておく必要がある。

(2) ミーティング

宿泊を伴う事業では、次の日の予定や1日の様子を把握するためにスタッフでミーティングを行う。このときに対象者の様子（健康状態、活動や生活の様子、気になる言動や行動）やグループの状況を全体で共有することができる。ある対象者に対して気になる言動や行動があったとき、他のリーダーやインストラクターからの情報を得ることで、対象者に対する理解を深め、場合によっては特別な支援の方法を検討することも可能になる。

また、経験の浅いリーダーにとって、ミーティング中の他の経験のあるリーダーからの報告を聞くことで、観察の視点や対象者の見立てに対する学びを深めることができる。さらに、報告に対する他のスタッフからのアドバイスやフィードバック、1日の様子に関する何気ない会話がスタッフ間の凝集性を高める機会にもなる。

このようなミーティングでは、対象者やグループ、さらにはそれぞれの指導者の自然体験に対する考え方など、深い話になることが多い。キャンプなどの宿泊型の自然体験事業では、主催する団体やコーディネーターの哲学によって目標やねらい、対象者、期間、プログラムなどが決められ、スタッフに求める役割も異なることが多い。この

ようなミーティングの場で対象者を中心にして話をする事でお互いの考え方を知り、スタッフ自身が人間として成長し、自身に関わる自然体験活動事業の質を向上させる大切な機会となる。

(3) 事例から学ぶ

現場で起こった対象者との関わりについての様々な事例は、団体や指導者にとって貴重な財産となる。このような事例を教材として、対象者の個別的理解とその対処方法を考えるような実習を行うことは、スタッフトレーニングとしても有効である。

筆者の団体では、リーダーテキストで紹介した「問題行動が起きたとき、行動問題として考える」を事前のトレーニングで取り入れることが多い。問題のある行動が海面に浮いている氷山のように水面上に見えるとき、水面下にはそれを引き起こす要因が隠れている。例えば、プログラム初日の夕食の時間、リーダーが食事に誘いに行くと、A君が突然泣き出してしまったという問題が起こったとする。このときになぜA君が泣き出してしまった理由をできるだけ多くあげ、その対処方法を考えることで行動の理由となる問題に焦点を当てて考えようとするものである。詳細はリーダーのテキストを参照されたい。

2節 グループ活動を通じた対象者理解の方法

自然体験活動事業では、自然の中での生活や活動を少人数（10名程度まで）のグループで行うことが多い。グループの中では、初めての活動やメンバー、スタッフに対する不安、新しい人間関係に対する葛藤や衝突、メンバーに対する新たな発見と信頼関係の構築などさまざまな体験をしていく中で、他者を理解していくとともに自分の理解を深めていくことができる。つまり、自然体験活動は、自然の中で、グループでの活動を通して他者と関わりながら、さまざまな学びを深めていく活動と言い換えることもできる。

ここでは社会心理学等の理論を適用しながら発展してきたグループワークの理論を紹介しながら、グループ活動を通じた対象者理解の方法について述べる。

1. グループとは

人間は、一生を通じて何らかの集団に所属し、その中で社会的な存在として生活をしている。家族、学校、職場、地域の活動などさまざまな集団の中で人と出会い、お互いに影響し合いながら成長している。

一方で、私たちは集団の中で不適応を起こし、ストレスを感じ、個人の能力を発揮できないという課題も持っている。この課題を解決するために、集団を用いて、グループ活動の中で個人の社会再適応と社会環境の再構成を目指すことを目的とするのがグループワークである。

グループ活動では、一般的な目的（集団の共通の目的）と個別な目的（個人の目的）がある。小学校高学年を対象とした宿泊型の自然体験事業の中で、グループ別に登山に出かけるプログラムを例に取る。この場合、グループとしての目的は「無事目的の山頂に登り、帰ってくる」ことである。一方でメンバー一人ひとりにも、「グループで一番に山頂に着く」、「友達と楽しくおしゃべりをしながら登る」、「景色を楽しみながら登る」など、それぞれの目的がある。指導者としてグループ活動に携わるとき、集団共通の目的とメンバー個別の目的、グループの状態と個人の状況の両方に目を配る必要がある。このときに心理学や社会心理学の研究から生まれてきたグループワークの理論を学ぶことでグループで

の学びを更に深めることができる。

グループワークの理論として、集団精神分析、ベーシック・エンカウンター・グループなどがある。ここでは、自然体験活動、野外教育、環境教育、インタープリテーションの分野でも取り入れられてきたラボラトリー・メソッドによる体験学習法を中心に紹介する。

2. 体験学習法とは

ラボラトリー・メソッドによる体験学習とは、「特別に設計された人と人が関わる場において、“今ここ”での参加者の体験を素材として、人間や人間関係を参加者とファシリテーターとがともに探求する学習」と定義されている。

(1) コンテンツとプロセス

人間関係をとらえる視点として、コンテンツとプロセスという2つの見方がある。コンテンツは、対人間コミュニケーションにおける話題やグループ活動における課題を指している。一方、その話題や課題に関して話をしているときに、他のメンバーがどんな聞き方や話し方をしているか、メンバーの関係のありようやノンバーバル（非言語的）な行動、メンバーの間に起こっている気持ちや考えていることなどをプロセスと呼ぶ。

前述の登山の例において、グループとしてのコンテンツは「無事目的の山頂に登り、帰ってくる」ことである。登山に対する個人のニーズや健康状態、対人関係のレベルが違うことにより、登山中のコミュニケーションや行動、その時のメンバーの気持ちなどの様々なプロセスが現れる。このプロセスに焦点を当て、教材とすることで、個人の成長、個人間のコミュニケーション及び人間関係の促進等を目指すのが体験学習による学びである。

(2) 体験学習の循環過程

体験学習法による学びの循環過程には4つのステップが想定されている（図1）。

1) 体験するステップ（体験）

自然体験活動においては、指導者があるねらいのもとで参加者に提供するアクティビティやプログラムに参加することで得られる様々な体験である。

2) 気づきのステップ（意識化、指摘）

このステップでは、参加者が体験を通して感じたり考えたりした内側の世界に焦点を当てるのが大切になる。ここで重要になるのが、個人内に起こったこと（感情、行動、認知）やグループ内で起こっているダイナミクス（雰囲気、コミュニケーションのありよう、意思決定の方法など）などのプロセスに気づくことが学びのポイントになる。

3) 考えるステップ（分析）

気づきのステップで得た気づきの強さが、その課題に対する関心につながる。自然の美しさやグループで課題を解決したときのうれしさ、野外炊事を通じて感じたごみ処理の問題など、感情の問題も含めながらそこにある問題や課題をじっくり考えるステップである。

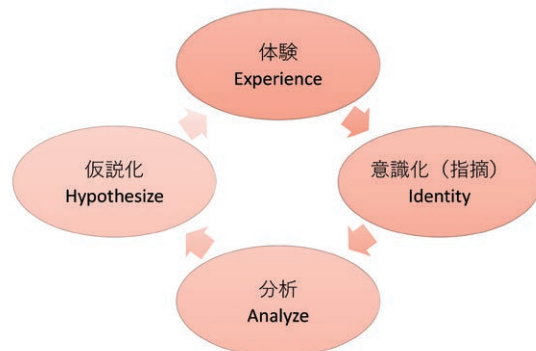


図1 体験学習の循環過程

4) 新しい試みを考えるステップ（仮説化）

日常生活の場面で参加者自身が具体的に試みようとする新しい行動目標や行動

課題を検討するステップである。自然体験活動を通して得たさまざまな課題を日常生活に活かすための大切なステップとなる。

3. グループプロセスのダイナミックス

体験学習としてグループ活動を実践する場合、グループ・ダイナミックスをどのようにとらえることができるか、グループプロセスをとらえる視点をもっていることが指導者として重要である。

(1) グループプロセスを観る視点

グループプロセスには比較の見えやすいプロセスと見えにくいプロセスがある。比較の見えやすいプロセスとしてコミュニケーションの視点と意思決定の視点があげられる。

1) コミュニケーションの視点

コミュニケーションのプロセスに関しては、①コミュニケーションのパターン、②誰がどれくらい話しているか、③誰が誰を見ているか、④メンバーをサポートするのは誰か、⑤誰が誰の後に話すのか、⑥コミュニケーションのスタイルは（主張型か質問型か等）、などがあげられる。

2) 意思決定の視点

次に観察しやすいグループプロセスとして、意思決定のありようがあげられる。意思決定の仕方として、①反応なし、②1人による決定、③2人による決定、④反対いないよね（少数者が否定的な意見をひろいあげようとする）、⑤多数決による決定、⑥意見を問う決定（メンバーの意見を問いつつ決定）、⑦コンセンサスによる決定、がある。

3) 集団の機能の視点

上記の他にグループの中で各メンバーの行動は何らかの機能を持っている。これらはいわゆるリーダーシップの二大機能と呼ばれている。

[A] 課題達成機能

集団の目標達成や結果を求めるリーダーシップ機能である。課題達成を促進する行動として、6つの機能レパートリーがあげられる。①率先着手の行動、②情報・意見の探索の行動、③情報・意見の提供の行動、④明確化と精緻化の行動、⑤要約の行動、⑥合意の吟味の行動、である。

[B] 集団維持機能

集団内の人間関係や活動のプロセスに注目するリーダーシップ機能である。集団形成・維持を促進する行動として、5つの機能レパートリーがあげられる。①調和の行動、②妥協の行動、③ゲートキーピング行動（コミュニケーション量を調節する行動）、④奨励行動、⑤基準の設定と吟味行動、である。

4) 情動問題の視点

その他グループプロセスの視点として、もっと複雑な情動レベルのプロセスがある。まず、情動の基本的な問題として、①アイデンティティ（私はこのグループの何なのか）、②目標と欲求（このグループから私は何をしたいのか）、③パワー、コントロールと影響力（私はどれくらい影響を与えているのか）、④親密さ（私たちはどのくらい親密なのか）、の4つの領域があげられる。

さらに、これら情動の問題から生まれる具体的な反応行動として、個人のニーズが満たされない状況や、過度の不安が高くなると現れる行動として、①依存—反依存（グループ内の権威者に対する過度な依存または反発）、②闘争と統制（自分の支配力の主張）、③引っ込み（心理的にグループから離れる）、④ペアリング（自

分をサポートしてくれるメンバーを探そうとする行動)、の4つの代表的な行動があげられる。

(2) グループプロセスを冰山モデルに描く

1) グループ・ダイナミックスの冰山モデル

グループプロセスを水面上の目に見える部分と水面下の目に見えない部分に分ける冰山モデルとして表現することができる。さまざまなグループプロセスの理論をベースにしながら、津村(2018)が整理したグループ・ダイナミックスの冰山モデルが図2である。

[A] レベルⅠ

水面上に見えるレベルとして、まずグループとして取り組む課題(コンテンツ)であり、生成される産物、結果である。

[B] レベルⅡ

これらのグループ活動しているときに、まず比較的「目に見えやすいグループの課題」領域への着眼と介入が考えられる。その代表的な視点として「コミュニケーション」と「意思決定の仕方」が考えられる。また、個々のグループ内での行動は、メンバーの情動の問題から生じてくる行動として考えられる。

「課題達成機能」のリーダーシップと「集団維持機能」の2つのリーダーシップ行動は、それぞれの行動が影響を与える方向に向けて矢印で示されている。課題達成機能はコンテンツに向けて、集団維持機能は水面下の情動の問題に向けた矢印で示されている。

[C] レベルⅢ

水面下の「隠れている核となるグループの問題」として情動の問題があげられる。これは、アイデンティティ、グループの目標と個人の欲求、勢力・統制・影響力、親密さなどがあげられるだろう。

[D] レベルⅣ

もっと深い層のプロセスを示し、養育歴も含め長い間に培ってきた価値、信念、態度などが考えられている。

[E] レベルⅤ

無意識のプロセスの層が想定されている。

2) 冰山モデルを俯瞰する2つのプロセス

ここでは、コンテンツとプロセスの領域を陰と陽の世界で表現している。コンテンツや課題達成に向かうためのプロセスは陽の世界であり、それを支える関係的なプロセス(陰の世界)がなければ成り立たない。また、陰の世界であるプロセスだけの充実を図ろうとするのではなく、その活動本来の目的であるコンテンツの充実も大切にすることが必要である。

陽の世界の視点としては、「課題のプロセス」があげられる。これは、いかにグループの課題を達成するかに焦点を当てたプログラムである。役割・手順・時間の設定と調整、情報や意見の出し方、意思決定の仕方、問題解決の進め方、合意の確認などがあげられる。

一方、陰の課題の視点としては、「関係のプロセス」があげられる。これは、いかにメンバーのニーズや満足のいく相互作用・関係性が築けるかに焦点を当てるプロセスである。メンバーシップ(内包・統制・情愛など)、参加意識、メンバー相互・特定のメンバー(問題のある、消極的な)の影響のありよう、規範やリスクテイクなどがあげられる。

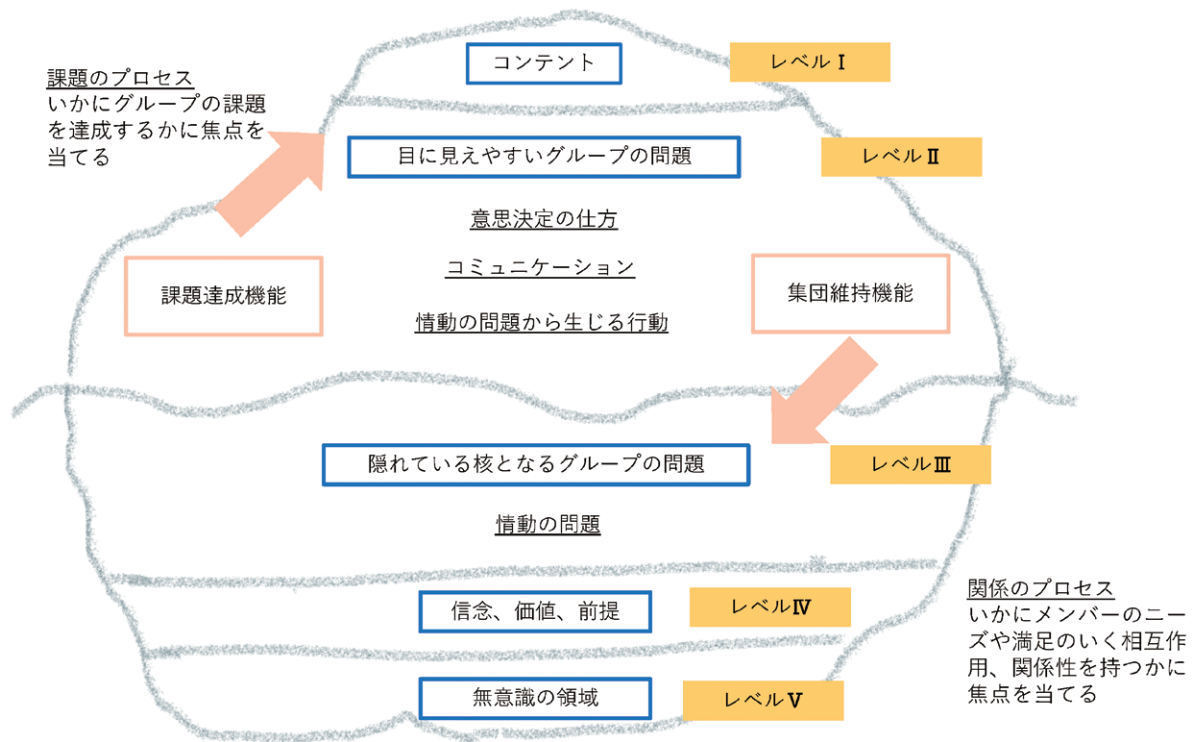


図2 グループ・ダイナミクスとグループプロセスの氷山モデル
(津村 (2018) をもとに筆者作成)

4. グループの発達段階（タックマンの理論）

自然体験活動の指導をしていると、表面的な仲良し集団になっているグループ、グループのメンバーを深く信頼し一つの目標に向かっていくグループなど、さまざまなグループ体験をすることになる。単なる個人の寄せ集めの集団から、グループ内の信頼関係が深く業種性の高いグループになっていく過程には、どのような変化が起こっているのだろうか。

グループに共通に見られる発達段階のモデルを理解することは、指導者にとっても、メンバーにとっても、学びを定着させるためにも大切なことである。

ここでは、グループの発達段階のモデルの中から、タックマンの理論を紹介する。タックマンはグループの現象を社会的または対人的な視点によるグループの構造と、相互作用の内容としてのグループの課題に関する動きとの2領域に分類して、一般的な発達段階を5つの位相としている。

(1) 形成の段階

新しくできたばかりのグループでは、メンバー間に不安や緊張があり、リーダーシップを巡って牽制し、誰に従うかを探っている。グループの課題に関する領域では課題志向的な段階である。

(2) 混乱の段階

グループの構造の発達として、グループ内部に葛藤が生まれ、メンバーが特定の他者に敵意を向ける場合もあり、一体感の欠如が特徴となる。グループの個人的な志向とグループの課題との間にはかなり違いがあるように見え、課題の要求に抵抗するように情動的な振る舞いが起こる。

(3) 規範化の段階

メンバーはグループを受け入れ、グループはメンバーを受容し、その関係を維持・

継続させたいという願望を待つ。そして新しく創られた規範によってグループは実態を持ったものになっていく。

(4) 遂行の段階

メンバーは課題を遂行するためにそれぞれの役割をとることができ、グループはその課題が遂行される上で共鳴板のような役割を果たすようになる。課題領域での発達では、解決の出現の段階と呼ばれ、課題遂行への建設的な試みが見られる。

(5) 散会の段階

グループ活動を終え、グループを解散する段階となる。メンバーが日常生活に戻っていく終結の時期をいかに迎えるかも大切な段階となる。

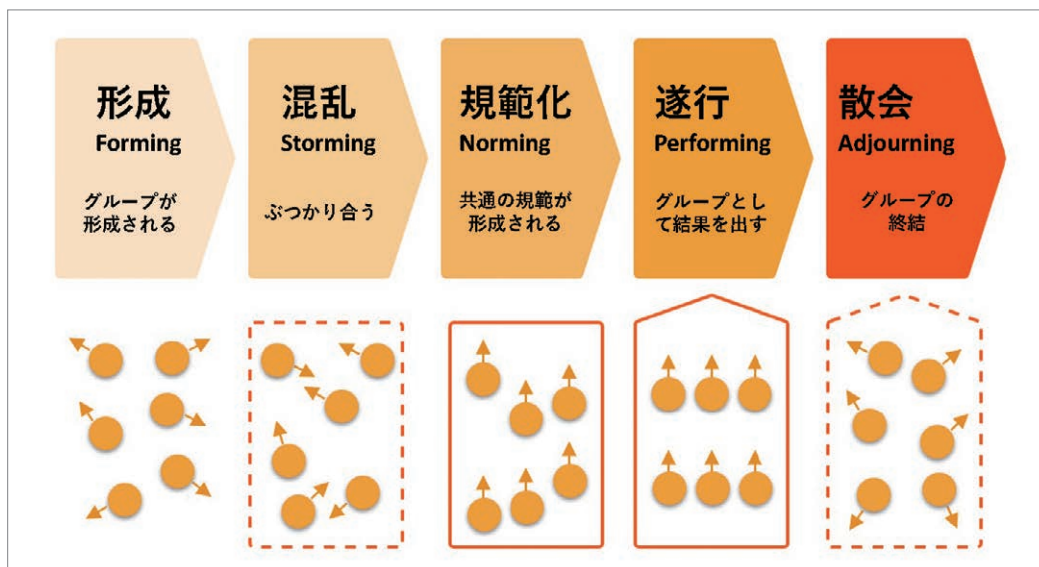


図3 グループの発達段階（タックマンの理論）

3節 スタッフに対するスーパービジョン

1. スーパービジョンとは

スーパービジョンとは、リーダーの対象者やグループに対する関わり方について指導や助言を受けることである。このとき、指導・助言する側をスーパーバイザー、指導を受ける側をスーパーバイジー（リーダー）と呼ぶ。スーパービジョンの目的は「参加者へのより良い援助」と「リーダーの成長」である。

本来的には、スーパーバイザーは専門的な教育を受けた第三者に依頼することが望ましいが、自然体験活動事業では人的な問題から、コーディネーターや経験豊富なスタッフがその役割を担うことが多い。スーパービジョンは、リーダーの対象者やグループに対する関わり方からの課題の発見、そして解決に向けた話し合いである。コーディネーターが直接リーダーの関わり方に介入することはないが、対象者を間接的に支援しているとも言える。

2. スーパービジョンの方法

スーパービジョンには、スーパーバイザーとリーダーが1対1で行う個別のスーパービ

ジョンと、他のリーダーやスタッフも一緒に参加するグループのスーパービジョンがある。個別のスーパービジョンは、事例を深く掘り下げることが可能であり、リーダーの個人的な問題にも触れることができる。リーダーからの安心感も得やすく2人の相互作用も大きくなる。ただし、事業実施中はその時間をとることが難しく、取り扱う事例やスーパーバイズを行う人数が限られる可能性がある。

グループによるスーパービジョンは、参加者同士が意見交換するなど、相互に学ぶことができる点にある。また、メンバーの相互援助の雰囲気を経験し、グループへの帰属意識を高めることもできる。個別のスーパービジョンに比べると効率がよい。ただし、個人的な感情や課題を取り扱うことが難しく、グループから責められていると感じないような配慮が必要である。

事業の中では、毎日のスタッフミーティングや、空いている時間を利用した個別の対応、リーダーが記録をつけている場合には、それに対するコメントという形で行われることが多い。また、事業の中では目の前で起こっている問題に対応することが多く、限られた時間の中で多くの事例をこなすことになる。

事業終了後に行う場合は、時間的な余裕もあり、1つの事例にじっくりと取り組むことができる。スタッフトレーニングの機会とすることもできるであろう。

3. スーパービジョンの機能

スーパービジョンには以下の3つの機能がある。

(1) 支持的機能

リーダーを志す人の多くは、献身的で人の役に立つことをしたいという気持ちを強くもって参加している。しかし、実際の場面では身体を酷使するような業務も多く、対象者との関わりにおいても、「子どもがいうことを聞いてくれない」「どこまで子どもの要求に答えてよいかわからない」「他のグループは楽しそう」など、1人で思い悩むことも多い。このような場合、悩みを受容・共感し、時には励ましたりしながら、前向きに指導に取り組むことができるようにリーダーを支援する必要がある。これが支持的機能である。

(2) 教育的機能

自然体験活動では、対人援助に関する知識と技術、自然の中での生活に関する知識と技術、アクティビティの指導に関する知識と技術など多くの専門性が要求される。これらの知識や技術を伝えるのが教育的機能である。

特に対象者への支援については、欠点を指摘することやより良い援助の方法をすぐに提示するのではなく、「他にどんな方法があるだろうか」など、リーダーの気付きに合わせて具体的な方法を示していくほうが、その後の対象者への支援方法に反映されやすい。

(3) 管理的機能

特に宿泊を伴う自然体験活動事業では、リーダーにはグループや対象者と関わる他にも多くの業務がある。リーダーの力量や経験に合わせて適切な業務となるよう調整し、事業全体の円滑な運営を行うのが管理的機能である。

4. スタッフの心の安全を守るために

スーパービジョンの3つの機能は、お互いに関連しあい、一体的なものである。どの機能に重点が置くは、スーパービジョンの対象となるリーダーやその時の状況、時期によっ

て使い分ける必要がある。

ただし、支持的機能は常に基盤として機能している必要がある。プログラムの途中でリーダーが心理的損傷を受け、脱落してしまうことを防ぐためである。スーパーバイザーは、リーダーのその時点での力量を理解し、リーダーがありのままの自己に気づき受容する（自己覚知）することを促しながら、時にはリーダーに対してカウンセリング・マインド（受容、共感）をもって接する必要がある。さらに、対象となるリーダーの経験、性格特性、長所や短所、コミュニケーションのスタイルなどの個別的な理解を深めておくことで、それぞれのリーダーに対して適切な支援をすることができる。

リーダーの役割は、参加者が、安全で安心できる環境の中で、自然の中での生活や活動を楽しむことができるように支援することである。そのリーダーが、参加者の成長を願いつつ、試行錯誤しながらグループのメンバーと関わっていく過程で、リーダー自身も成長する機会となるような環境を整えることが、コーディネーターの重要な役割の一つである。

(野口 和行)

参考文献

- 1) 日本キャンプ協会（2017）キャンプディレクター必携、日本キャンプ協会
- 2) 津村俊充（2018）改訂新版プロセス・エデュケーションー学びを支援するファシリテーションの理論と実際ー、金子書房
- 3) 津村俊充・増田直広他（2014）インタープリター・トレーニング自然・文化・人をつなぐインタープリテーションへのアプローチ、ナカニシヤ出版
- 4) ジム・ショーエル（2017）グループの中に癒やしと成長の場をつくるー葛藤を抱える青少年のためのアドベンチャーベースドカウンセリングー、みくに出版

【この時間の目標】

- (1) 自然体験活動事業の遂行に必要な指導体制について理解する。
- (2) 自然体験活動事業の目的を達成するための指導体制の整備について理解する。

1 節 はじめに

ガイダンスの項でも書かれているが、リーダー、インストラクターに比較して、このコーディネーターでは、指導者の役割が大きく変わる。いままで指導者と言えば人前での指導だった指導者が、コーディネーターになったとたんに急に裏方に回る。視点や意識を切り替えることが、ここでの重要なポイントである。リーダーやインストラクターが活躍できる「場」を作るのがコーディネーターの役割であるとまず理解しよう。

表1 自然体験活動指導者の役割 (P.2～P.3) から的一部抜粋

- 自然体験活動事業を企画し、運営し、評価する
- 自然体験活動事業を実施する際の、自然環境や運営環境（人、モノ、金、安全）を整える
- 自然体験活動事業を通して、人と人をつなげ、ネットワークの構築に寄与する
- 自然体験活動事業を通して、地域社会の活性化を図る
- 自然体験活動事業を通して、人々の幸福に寄与する

ここで大切なのが、全体を俯瞰する意識である。いままで、子どもたちの様子はどうかとか、プログラムはうまく進んでいるか、現場の安全は確保されているかを気にしていただろう。ここからは、この事業のねらいは達成できているか、スタッフはストレスなく活動できているか、事業は法令に則って運営できているか、万が一のことが起きても大丈夫な運営体制ができているか、会計は正しく行えているか、この事業を行うことによって地域にどんな影響を及ぼすだろう、この事業は社会に良い影響をもたらすだろうか、という大きく広い視点で見、かつ深掘りする意識が必要である。

2 節 指導者の役割

1. 実際の事業における役割

下記の表を参照してほしい。実際のキャンプでは、その長の役割を担うことが多いだろう。

その場面では、

- ・ 効果的に自然体験活動事業を実施するため、質の高いスタッフや適切な人数を配置すること。
- ・ スタッフの事前のトレーニングを実施すること。
- ・ リーダーやインストラクター、その他のスタッフがそれぞれの役割を認識していること。

- ・自然体験活動事業の最中に、スタッフが共通理解するための方法を確認し、それぞれが理解していること。
 - ・自然体験活動事業の目的や内容や方法をスタッフが共通理解し、行動に移せること。
 - ・地域社会や諸団体との連携、事業協力体制を確認し、スタッフが共通理解していること。
 - ・事業が安全に行われるために、責任者としての判断をすること。
- 等について、考え、実行に移すのが役割である。

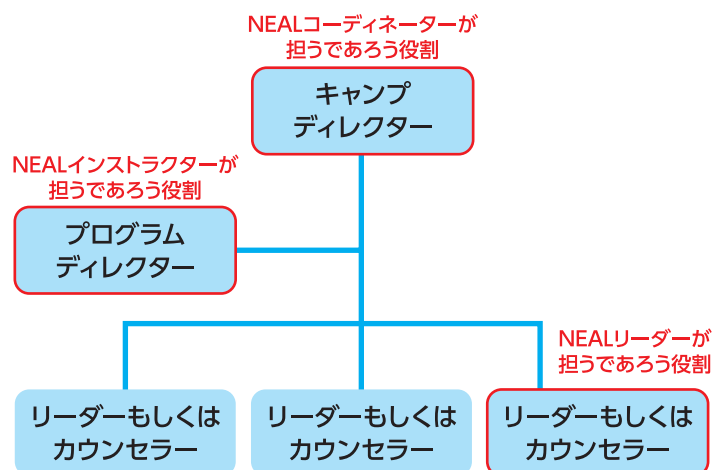


図1 キャンプ等の場面で考えられる各指導者の役割

2. 事業場面以外における役割

先述した、事業の実施以外の部分（特に準備の部分）の役割は下記のとおりである。

- ・その事業の目的を達成するための指導体制の整備について理解する。
- ・活動場所、グループ構成、実施時間、道具等の環境を整備すること。
- ・事業全般についてのリスク管理、スタッフの安全に対する指導体制を整備すること。
- ・効果的に自然体験活動事業を実施するための、各種マニュアルを整備すること。
(指導マニュアル、運営マニュアル、スタッフミーティングマニュアル、事前トレーニングマニュアル等)

3節 指導の実際—組織マネジメントの観点から

役割的に指導に当たることが多いのは、子どもたち（参加者）ではなく、スタッフへの指導になるだろう。

スーパービジョンの考え方と方法については対象者理解の第3節「スタッフに対するスーパービジョン」の項を参照していただきたい。

ここでは、心がけておきたいことについてふれる。

1. スタッフのモチベーションをどう高めていくか

- 子どもをほめる、スタッフもほめる

子どもたち（参加者）をほめよう、ということばかり気にしていて、スタッフは叱ってばかりということはないだろうか。参加者同様に、スタッフもほめられたい。

- フィードバックを心がける

スタッフの動きに目を配ろう。どんな良いところがあるだろうか、もっとスキルアップするにはどんなところを改善するとよいだろうか。事業が終わったときには、見て気づいたところをフィードバックしてあげたらよい。時間が取れなければ手紙やメールでもよいだろう。しっかりそれをシステム化することも大切である。

ダメなところをあげるのではない。より良くするため、成長するための未来へのコメントである。

- 活動への貢献に対して、謝意を伝える

キャンプは一人で運営できるものではない。多くのスタッフの支えで成り立っている。忘れがちだが、その貢献への感謝をしっかり伝えよう。言わなくてもわかっているはずと思っているのは代表者だけである。言葉に出してしっかり伝えよう。

- それぞれの個性を生かした貢献の場をつくる

各スタッフの個性を生かした配置になっているだろうか。適材適所と言いながら、運営側に都合のよい配置になっていないだろうか、参加者のため、スタッフが効果的に力を発揮できるようにするため、スタッフの成長につながるための配置が重要である。

2. スタッフの育成に必要な視点

- 信頼から始める

スタッフが育つ環境を整えなければならない。やりがいを感じ、自分が成長できるような場でなければ、人は集まらない。ボランティアで活動する組織ならばなおさらである。人は「想い」で動く。はじめは事業の社会的な意義に参加を希望してやってくると思うが、継続するかどうかは、団体の代表やそこにかかわる人たちの人間性や魅力によるだろう。

組織は信頼で成り立つ。お互いの信頼関係の構築に注力しよう。

- 事実を伝える

フィードバックの時、なかなか伝えるのは難しい。何か格好いいことを言おうとは思わず、見たままを伝えるのが良い。例えば、「ポケットに手を突っ込んで話してはいけないよ」と言うのではなく、「ポケットに手を入れて話していたよね。それを見て子どもはどう受け止めたと思う？」と伝えるとよい。そうするとスタッフは「怒られた」ではなく、「子どもがどう感じていたか」という視点で考えてもらうことができる。

- 失敗は成功のタネ

様々なチャレンジに新しい可能性が生まれる。組織の中に新たな提案やチャレンジが許される雰囲気があると活性化する。そしてそれを認めることが大切である。

様々なチャレンジから、新たな自然体験の可能性を開いていこう。

- 判断の基準、考え方の軸を伝える

団体（組織）のビジョン（展望）やミッション（使命）は明確になっているだろうか。そこが明確になっている団体は、考え方があまりぶれることがない。いざというときの判断が人によって異ならないように、考え方を確認する機会を持とう。

- キャンプをふりかえる

人は好きなことを通して、自身が成長したり、人の役に立った時に、充実感や自分自身の価値を考えるものだである。ふりかえりシートなどを活用して、このキャンプを通

して何を学んだか、自分自身がどう成長したか、どう役に立ったか、どう貢献できたかを
書き出してもらおうと、スタッフ自身の自尊感情が高まる。

(高瀬 宏樹)

【この時間の目標】

- (1) 安全管理体制づくりを理解する。
- (2) 安全管理上の関係法規と保険を理解する

どれだけ安全に配慮していても、自然の中で活動する限り、重大な事故が起きる可能性をなくすることはできない。そのため、自然体験活動指導者は、その可能性を限りなくゼロに近づけるため、プログラムの企画から実施、事後に至るまで、それぞれの段階で様々なリスクを想定し、状況に応じて適切な安全対策を講じながら活動するように努めなければならない。

コーディネーターは、自然体験活動事業の企画・実施の総括責任者として、参加者やスタッフが安心して活動できる環境や体制を構築するための方法や、万一重大な事故等が起きてても組織が危機的状況に陥らないようにするための対策について理解を深め、安全・安心な事業運営や組織運営ができる能力を身につけておく必要がある。

1 節 安全管理体制づくりの視点

1. リスクマネジメントとクライシスマネジメント

重大な事故や突発的な事件、自然災害といった危機への対策の考え方には、危機発生を防止するためのリスクマネジメントと、危機発生時に対応するためのクライシスマネジメントの2つの視点がある（図1）。

リスクマネジメントとは、事前にリスクアセスメントを行い、安全対策を講じることで想定されるリスクを極力軽減し、安全かつ効果的に活動できる状態を作ることである。一方、クライシスマネジメントとは、危機は必ず発生するという前提に基づき、事故や事件、災害等の緊急事態によって生じる危機的状況に備え、被害（損失）を最小限に抑えるための対策や仕組みを作ることである。そのためには、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定しておくことが大切になる。

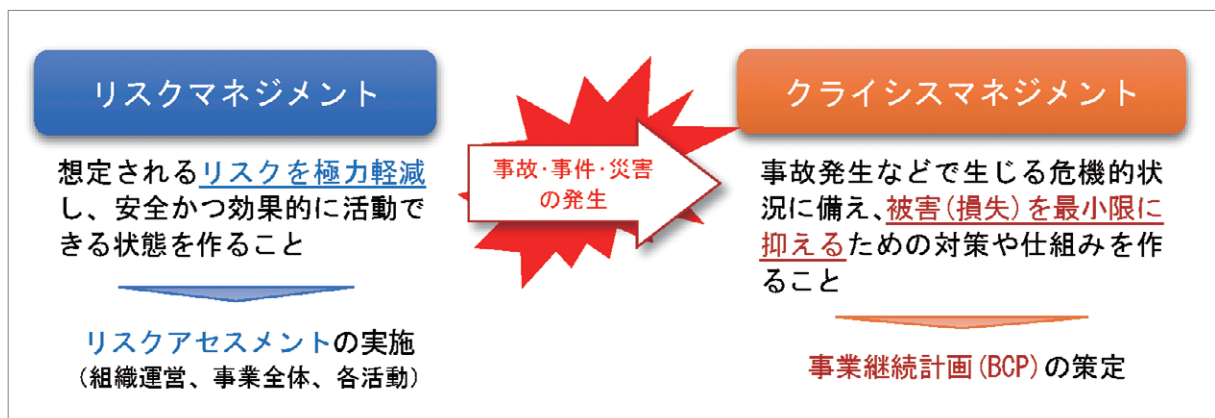


図1 リスクマネジメントとクライシスマネジメント

安全・安心な事業運営を行うためには、自然体験活動におけるインシデントやアクシデントの回避・軽減だけでなく、それによって組織運営にもたらされるインパクトも考慮し、今後の事業継続や組織の存続も視野に入れた大局的な観点から危機管理を行うようにしなければならない。

なお、組織運営における危機管理の一つの例として、青少年教育施設の危機管理の流れや各段階で行うべき主な取組は図2のとおりである。

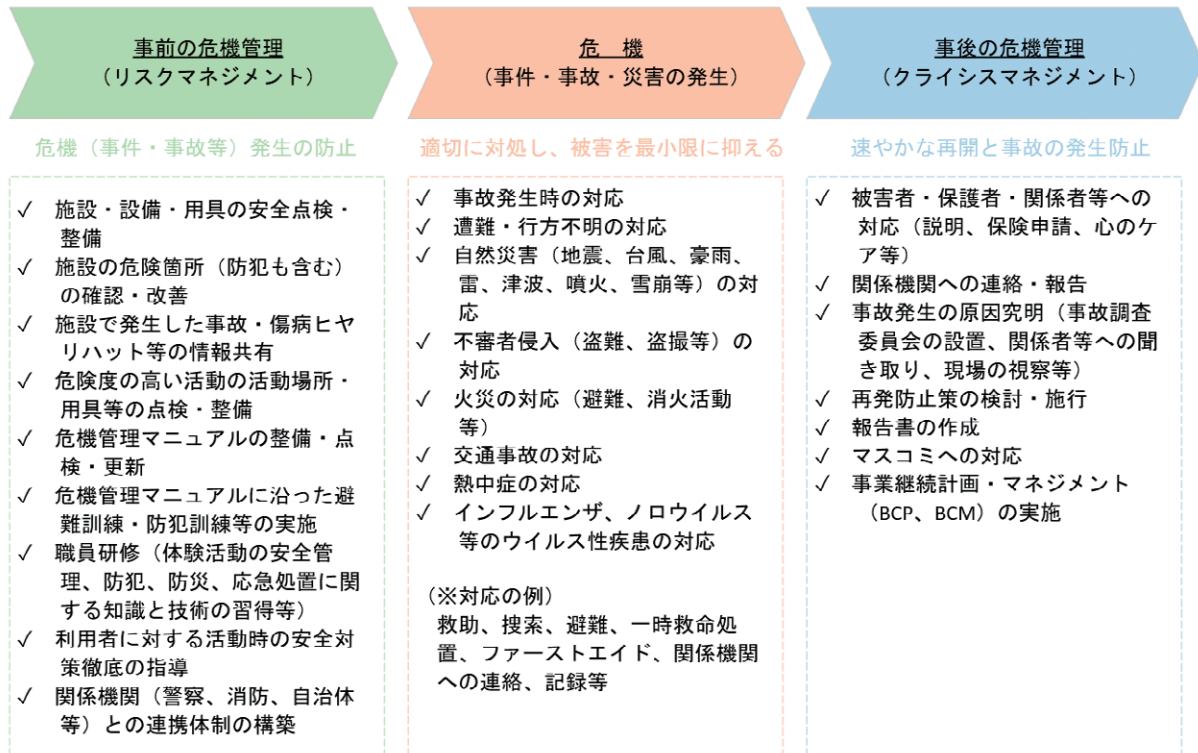


図2 青少年教育施設における危機管理の流れと主な取組

2. リスクマネジメントの視点

自然体験活動において安全管理の対象となる要素は6つあるといわれている（図3）。

[P] 参加者の安全対策（適正な人数、本人の特性・能力、個人情報、安全教育等）、[S] スタッフの安全対策・スキルアップ（指導力、指導体制、安全意識、ハラスメント、マニュアル・チェックリスト、CPR、救急法等）、[F] フィールド・施設の安全対策（フィールド、施設・設備、用具、資材、移動等）の3つの要素を基盤とし、それに加え、[H] 人体の生理や心理がもつ危険への対応策（心理学、生理学、医学等）、[L] 保険や法律に関する対応策、[N] 自然界での様々な危険への対応策（天候、災害、危険生物・病原等）の3つの要素がある。

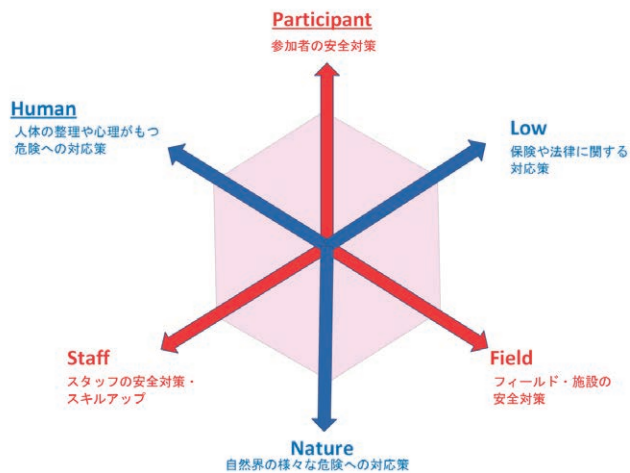


図3 リスクマネジメントの視点

(星野敏男 (2000) 「リスクマネジメント図」を一部修正)

安全管理を考える際、「危険だからやらせない、させない」というのではなく、P（参加者）、S（スタッフ）、F（フィールド）の要素について丁寧な対策を講じることで安心が増え、安全な活動につながるとされている。さらに、H（人体の生理や心理）、L（保険や法律）、N（自然界での危険や天候等）に関する知識・技術を身につけることで、参加者のチャレンジの範囲がより広がるといわれている。

6つの要素の領域をそれぞれ拡大していくことによって、参加者にとっては自由で安全に活動できる範囲や程度が広がり、スタッフにとっても安全に活動を提供できる範囲や内容の幅も広くなることから、安全で質の高いプログラムを提供することができるようになる。

3. リスクマネジャーとその役割

近年、多様な運営主体によって様々な自然体験活動事業が展開されるなか、NPO 法人自然体験活動推進協議会（CONE）は「自然体験活動における安全管理者認定制度」を設け、安全管理者を養成することで、安心・安全な自然体験活動の実施を目指している。

安全管理者には、活動現場の安全管理者であるリスクマネジメントディレクターと、団体・組織の安全管理者であるリスクマネジャーがある。

リスクマネジャーは、組織全体の管理責任者として、活動におけるリスクを予測し、事故を起こさないための安全対策や提案を行うだけでなく、安全に関する様々な情報を収集し、組織内で共有することで、スタッフの安全意識の向上に努めることが求められている。

表1 リスクマネジャーの主な役割

- 安全管理マニュアルの管理と見直しを毎年行うこと
- 安全管理に関するスタッフトレーニングの計画や実施を管理すること
- 必要な保険（人、施設、車両等）に適切に加入できているかを確認すること
- 「ヒヤリハットシート」及び「事故報告」を分析し、適切な対策を行うこと
- 最新の事故事例やリスクマネジメントに関する情報を組織内に提供し、共有すること

2節 安全管理上の関係法規と保険

1. 自然体験活動の指導に伴う法的責任

活動中に事故を起こし、参加者にけがを負わせた場合、指導者は、刑事上の責任、民事上の責任、行政上の責任の3つの法的責任に問われることがある。

(刑事上の責任)

刑事上の責任とは、懲役や禁錮、罰金といった刑に服する責任のことである。自然体験活動の事故で刑事責任が問われるのは、主に死亡や重傷等の重大事故における業務上過失致死傷罪（刑法第211条）である。

業務上過失致死傷罪は、5年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金が科されることになり、単純過失致死傷罪より重く処罰される。加重の理由は、業務者は人の生命・身体に対して危害を加える恐れがある立場にあることから、高度な注意義務を課す必要があること。また、業務者は注意能力が普通の人に比べて高いため、注意義務違反をした場合には違反の程度も高いとされている。

自然体験活動の指導は「業務」に当たると判断されるため、活動中に事故を起こした場合、指導者は業務上過失致死傷罪に問われることになる。

(民事上の責任)

民事上の責任としては、主に債務不履行責任と不法行為責任が挙げられる。

債務不履行責任（民法第415条）とは、債務者が契約通りに債務を履行しなかった場合に負う責任のことである。自然体験活動における債務不履行とは、安全に自然体験活動を行う債務を果たしていなかったことを指し、安全配慮義務違反に当たるとを意味する。

不法行為責任（民法第709条）とは、故意や過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した場合、加害者が被害者に対して負う損害賠償責任のことである。不法行為の成立要件は、①故意・過失、②違法性、③損害の発生、④因果関係、⑤責任能力である。

自然体験活動では、過失（不注意などによる失敗）による事故の発生が多いことから、指導上どのようなことが過失に当たるのかをあらかじめ理解しておくことが大切である。

(行政上の責任)

行政上の責任とは、事故など重大な問題が生じた場合、行政庁から免許取消・業務停止命令といった行政処分や、助言、指導、勧告といった行政指導を受ける責任のことである。例えば、車で移動中に事故を起こした場合は道路交通法、施設を所有している場合は食品衛生法や消防法、旅館業法に基づいた行政責任が問われることになる。

指導に伴う3つの法的責任をみたが、活動中に事故を起こせば、必ず法的責任が問われるというわけではない。法的責任が問われるのは、指導者側に過失があった場合に限られる。

事故の発生において、予見義務（危険を予見すべき義務）と結果回避義務（危険を回避すべき義務）のいずれか一方にでも違反（注意義務違反）があったと判断された場合、指導者側の「過失」が認められることになる。しかし、通常では予測できない事象によって事故が発生し、それを予見することができなかったとしても、それは「不可抗力」と考えられ、注意義務違反には当たらないとされている。また、参加者（保護者を含む）は、自然体験活動にはある程度危険が伴うことを理解して参加していることから（「被害者の承諾」又は「危険の引き受け」）、ルールに従った行為である限り、注意義務を尽くしたことになると考えられている。

表2 安全配慮義務のポイント

- 適切な指導体制の構築（人数、役割分担、指導力、装備等）
- 参加者の確認（健康状態、体力、特性、服装、装備等）
- セーフティークの徹底（活動範囲、ルール等）
- 事前の情報収集（現地の特徴、活動に関する知識等）
- 安全管理マニュアル、指導マニュアル等の整備
- 実地踏査、スタッフトレーニングの実施

法的責任が問われるケースの多くは、参加者の行動（健康状態を含む）が把握できていない場合や、危険な場所・物（動植物、用具を含む）や自然現象を把握できていなかった

りする機会が多いといわれている。そのため、自然体験活動の指導に当たっては、適切な指導体制を構築するとともに参加者の確認やセーフティトークを徹底するなど、安全配慮義務に努めることが大切である。

2. 自然体験活動における安全対策の成果を上げるための方策

(1) 安全文化の醸成

安全対策の成果を上げるには、安全を最優先する組織風土、すなわち安全文化の醸成を図ることが肝要である。そのためには、日頃の業務やスタッフトレーニング等を通じて、スタッフ一人一人の安全意識や危険に対する感性を高め、組織内で安全管理に対する共通理解を図るようにすることが大切である。さらに、何か気づいたことがあれば、互いに意見を出し合える風通しの良い関係性を作ることも安全文化の醸成には欠かせない視点となる。

(2) スタッフトレーニングの実施

スタッフの安全管理能力を高めるには、定期的にトレーニングを行うことが必要である。トレーニングの主な内容としては、安全管理に関する座学に加え、一次救命処置やファーストエイド、危険予知に関する演習等が挙げられる。しかし、安全管理の実践力を高めるためには、実際に傷病が発生したことを想定したシミュレーショントレーニングを行うことが有効である。

(3) 安全管理マニュアルの策定・改定

安全管理マニュアルは、事業の実施前から事後にかけて実行すべき事故防止策や危急時の対応（中止の判断基準、事故・災害時の対応等）を定めたもので、全ての行動の指針になるものである。したがって、策定することに意味があるのではなく、実際に使えてこそ価値のあるものになる。しかし、最初から使いやすいマニュアルを策定することは難しい。策定したマニュアルについては定期的に内容の見直しを行い、使いやすいものへとブラッシュアップを図ることが大切である。

(4) 事故・傷病・ヒヤリハットの収集・分析

効果的な安全対策を講じるためには、どのような活動（場所）で、どういった事故やけがが起きており、その要因はどこにあるのかなど、事故やけがの発生状況を把握しておく必要がある。そのためには、活動中に起きた事故や傷病、ヒヤリハットの情報を収集するとともに、その傾向や要因を分析し、今後の安全対策の改善・充実に生かすようにすることが大切である。

(5) プログラムの点検・見直し

主催事業で行うプログラムの安全対策は企画の段階だけで検討されるものではない。活動中も状況に応じて見直しながら、常に最適な安全対策を施すようにしなければならない。また、活動後は、活動状況や指導内容等を振り返りながら、今後に向けた改善点を検討しておくことも必要である。

受入れ事業として提供する活動プログラムの安全対策については、スタッフが定期的に点検するだけでなく、活動を行った利用者からヒヤリハット情報を収集するなどして、適宜、安全対策の見直しを行えるようにしておくことが大切である。

(6) 施設・設備・備品等の点検・整備

施設・設備については損壊や故障といった異常の有無を点検し、活動に支障がある不具合が見つかった場合は直ちに立入禁止や使用停止にし、修繕や更新等を行うようにする。

備品や用具については破損や劣化等の有無を点検し、安全に使用できないものが見

つかった場合は、必要に応じて修理をしたり、交換・補充を行うようにする。

(7) 保険の確認・見直し

事故への備えとして、必ず保険に加入しておかなければならない。ただし、保険に入っているからといって安心してはならない。保険の補償内容や期間、適用範囲、免責事項等をもとに、目的に適した保険に加入できているかを確認し、必要に応じて保険の見直しを行うようにすることが大切である。また、施設を保有している場合、保険を掛ける対象（人、施設、車両等）が広いため、保険の掛け忘れがないかも確認する必要がある。

(8) コンプライアンスの徹底

安全文化を醸成していくためには、組織のガバナンス（適切な管理体制）を強化し、コンプライアンス（法令遵守）に則った運営や指導をスタッフに徹底することが大切である。なお、コンプライアンスには法令だけではなく、社会規範や道徳、社内規則なども含まれる。

(9) リスクマネジメント担当スタッフの配置

(1)～(8)に挙げたことを確実にを行うためには、組織内にリスクマネジメントを担当するスタッフ（リスクマネージャー等）を配置することが望ましい。

3. スタッフの安全行動を動機づける方策

安全行動に対する意識の向上を図るためには、指導者としての自覚と誇りを醸成し、指導に対する自信をもてるようにすることが大切である。そして、自ら安全行動を取れるようにしていくためには、それぞれのスタッフに役割と責任をもたせ、人から信頼され、任される存在であることを実感できる環境を作ることが必要である。

また、指導には安全配慮義務が伴うことを理解させ、自分の安全管理能力を正しく認識させることも安全行動を促すうえで大切になる(表3)。自分の足りないところを理解し、補っていけるように助言・指導していくことはコーディネーターの大切な役目の一つである。

表3 スタッフの安全管理能力のチェック

- 自然体験活動で起きやすい事故やけがを理解しているか？
 - ・ それらはどのようにして起きるのかイメージできているか？
 - ・ それらが起きた時（いざという時）の対応を理解しているか？
 - ・ それらを防ぐ方法を知っているか？
- 活動に適した服装や必要な装備等を理解し、できているか？
- 危険を伴う用具（刃物、火器等）を正しく扱えているか？
- 一次救命処置や基本的な応急手当ができるか？
- 参加者の把握（人数、体調、持ち物等）を心がけているか？
- 活動場所の危険物や危険箇所を把握できているか？
- 正しい言葉づかいや関わり方ができているか？
 - ・ 悪いことに対して毅然とした態度をとれるか？
 - ・ わいせつ行為やハラスメントに対する認識は？
- 個人情報を正しく取り扱えているか？
 - ・ しおりやメモを置きっぱなしにしていないか？
 - ・ 許可無く写真を撮影していないか？

4. 自然体験活動に関連する法令

コンプライアンス（法令遵守）が求められるなか、コーディネーターは自然体験活動の事業運営や組織運営に関わる各種法令について理解を深めておく必要がある。

自然体験活動に関連する主な法令は表4に示したとおりである。ただ、法令は改正されたり、通達や条例によって規制が緩和されたりすることもあるので、活動等の状況に応じて適宜確認することが大切である。

表4 自然体験活動に関連する主な法令

<p>活動場所に関連する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 自然環境保全法 野生生物関連法 林業基本法 森林法 山村振興法 河川法 漁業法 海岸利用に関する条例 <p>活動の実施に関連する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波法 火災予防条例 	<p>事業実施に関連する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法・旅行業法施行規則 消費者基本法・消費者契約法 道路交通法 道路運送法 <p>施設に関連する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅館業法 食品衛生法 建築基準法 消防法 <p>雇用に関連する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法 労働安全衛生法
---	---

5. 保険

活動する際、事故への備えとして、傷害保険と賠償責任保険に加入する必要がある。保険に加入することは、指導者を守るだけでなく、参加者を守ることにともなるため、指導者の最低限のマナーとして保険には必ず加入するようしなければならない。

（傷害保険）

傷害保険とは、被保険者が“急激”かつ“偶発的”な“外来”の事故により傷害を被り、その直接の結果として死亡又は後遺障害、入通院した場合に保険金を受け取ることができる損害保険のことである（図4）。

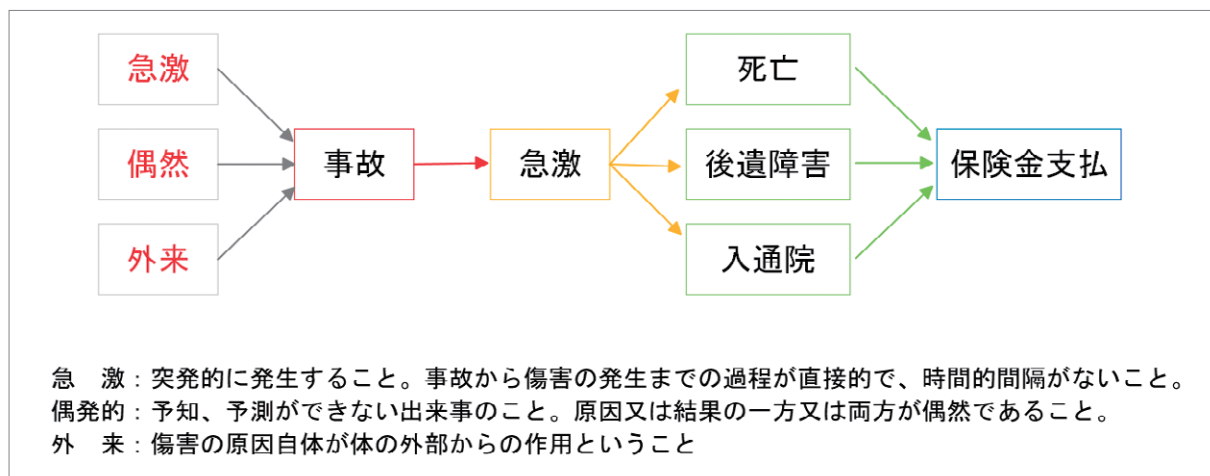


図4 事故発生から保険金の支払いまでの流れ

傷害保険の主な免責事項には、地震、噴火、津波等の天災、故意、自殺、犯罪行為、けんか、酒酔い、戦争、暴動等があり、予定から逸脱した活動をした場合も免責になることがある。また、山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイル等の登山用具を使用して登る登山）、リュージュ、スカイダイビング、ハングライダーといった危険度の高い運動を伴う活動は、通常の傷害保険では免責されている。そのため、加入手続きを行う際は対象となる活動や免責事項をよく確認しておくことが大切である。

(賠償責任保険)

賠償責任保険とは、被保険者が、①偶然の事故により、②他人に損害を与えた場合、③法律上の賠償責任を負担することによって、④被る損害を補償する保険のことで、①～④までのいずれか一つでも欠けると保険の対象とはならない。

自然体験活動で起こりうる賠償責任の例としては以下のケースが考えられる。

○ 指導中における賠償責任

指導ミス、管理の不備、監督不行届、設営ミス等による損害の発生

○ 飲食物による賠償責任

指導した食事作りで食中毒が発生等

○ 貴重品等、一時的に預かったものの損害に対する賠償責任

預かり物の破損、紛失等

賠償責任保険で補償される範囲は、対人賠償（他人にけがを負わせたり、死亡させた場合）や、対物賠償（他人の物品をなくしたり、壊した場合）であるが、その他にも訴訟費用（訴訟、仲裁、和解又は調停のための費用）、損害防止軽減費用（応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用）も補償内容に含まれる。

保険はあくまでいざという時の備えであり、保険があることで安全・安心な活動が保証されるわけではない。これらの保険でカバーできるのは補償と賠償のみである。金銭的な補償だけでは、事故によって損失を被った被害者やその親族の心の痛みを癒やすことはできない。また、補償や賠償で生じた経済的損害を保険でカバーできたとしても、事故によって失墜した社会的信用を回復することは容易なことではない。事故を起こすと、どういうことになるのか。指導者はそのことをよく考え、肝に銘じておかなければならない。

3節 自然体験活動における感染症対策

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行により、マスク・消毒・手洗い等の徹底、三密（密接・密集・密閉）を避けた活動の実施など、自然体験活動においても様々な感染症対策に注目が集まるようになった。

1. 感染症とは

感染症とは、空気・水・土・動物（人も含む）に潜んでいる病原体（ウイルス、細菌、真菌、寄生虫等）が体内に侵入することによって、発熱、腹痛、下痢、嘔吐、皮疹といった様々な症状が引き起こされる病気のことである。体内に侵入し、増殖した病原体は、唾液や便、鼻汁、痰とともに体外へ排出され、それがまた別の人の体内に入り込み増殖を繰り返すことで、感染症が広がっていくのである。

2. 自然体験活動における主な感染症

自然体験活動で起こり得る主な感染症の例としては、食中毒を引き起こす O-157 やノロウイルス、サルモネラ菌といった腸管感染症、風邪症状を引き起こすインフルエンザウイルス、コロナウイルス等の上気道感染症、蚊やダニなど動物から人へと伝播する動物由来感染症が挙げられる（表 5）。

表 5 自然体験活動における主な感染症の例

腸管感染症	O-157（腸管出血性大腸菌）、ノロウイルス、ロタウイルス、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、細菌性赤痢 等
上気道感染症	インフルエンザウイルス、コロナウイルス、アデノウイルス 等
動物由来感染症	蚊（日本脳炎、デング熱） ダニ（日本紅斑熱、ライム病、重症熱性血小板減少症候症群、ツツガムシ病） キツネ（エキノコックス症） 犬（狂犬病）

3. 感染経路

(1) 接触感染

感染者の体内から排出された病原体や自然界に潜んでいる病原体に触れ、それを体内に取り込んでしまうことで感染する経路のことである。病原体が付着した手で鼻や口、目などをこすると、そこから病原体が侵入し、感染症を引き起こす。

(2) 飛沫感染

病原体が含まれた感染者の咳やくしゃみ、会話などで生じる飛沫が周囲の人の口や鼻に入り込むことで感染する経路のことである。咳やくしゃみの飛沫は遠くまで飛散するため（半径 2m の範囲）、感染者のすぐ近くにいらなくても気づかぬうちに感染してしまう可能性がある。

(3) 空気感染（飛沫核感染）

感染者から排出された病原体の含まれる飛沫の水分のみが蒸発して内部の病原体だけが空気中に浮遊し、それを吸い込んでしまうことで感染する経路のことである。病原体は一定時間、空気中を漂い続けるため、同じ空間にいただけで感染してしまうリスクがある。

(4) 経口感染、糞口感染

経口感染は、病原体が付着した飲食物などを口にすることで感染する経路のことで、糞口感染は、感染者の便に含まれる病原体に触れ、それが口から体内へ入る感染経路のことである。

4. 自然体験活動における感染症対策

感染症は、正しい予防対策を講じることで発症するリスクを大幅に軽減することができる。感染症予防に必要なことは、感染経路のシャットダウン、病原体の排除、免疫力の向上といわれている。そのためには、次の対策を徹底することが大切である。

- ・手洗い、手指消毒の徹底
- ・マスクの着用
- ・咳エチケットの遵守
- ・適度な換気、湿度の維持

- ・ワクチンの接種
- ・体調管理

宿泊を伴った自然体験活動は、慣れない環境による不安や緊張で寝不足になりやすく、その上、普段の生活より体を動かしている時間が長いため、思った以上に疲れがたまりやすい環境にある。そのため、十分な休息と睡眠時間を確保し、きちんと食事を取るよう心がけるなど、体調管理をしっかり行い、免疫力の維持・向上に努めることが大切である。

また、活動中は動物由来感染症にも気をつけなければならない。動物由来感染症の予防対策としては次のことが考えられる。

- ・森林や草地等に入る際は、長袖・長ズボンを着用し、足を完全に覆う服装をするなど、肌の露出をできるだけ少なくする。
- ・野生動物にはむやみに近づかない、触らないようにする。
- ・野外炊事では生食はせず、すべての食材にしっかり火を通すようにする。特に、野生動物の肉や内臓（ジビエ）を食べる際は中心部までしっかり加熱する。
- ・生水はそのまま飲まないようにする。

(青木 康太郎)

参考文献

- 1) NPO 法人自然体験活動推進協議会 (2013) 自然体験活動のリスクマネジメント、NPO 法人自然体験活動推進協議会、東京
- 2) 社団法人日本キャンプ協会 (2009) キャンプを企画する人のためのリスクマネジメントのてびき 安全なキャンプのために PART10、社団法人日本キャンプ協会、東京
- 3) 公益社団法人日本キャンプ協会 (2017) キャンプディレクター必携、公益社団法人日本キャンプ協会、東京
- 4) 星野敏男、金子正監修 (2011) 野外教育入門シリーズ第2巻 野外教育における安全管理と安全学習—つくる安全、まなぶ安全—、杏林書院、東京
- 5) 財団法人日本レクリエーション協会 (2005) 自然体験活動指導者のための安全対策 読本 安全で豊かな自然体験を提供するために、財団法人日本レクリエーション協会、東京
- 6) 東京大学環境安全部 (2011) 大学・研究機関のための野外活動 安全衛生管理・事故防止指針第1版、霞出版社、東京
- 7) 株式会社明治 (2022) 感染症の種類や特徴は？感染経路や予防法・対策を解説、<https://www.meiji.co.jp/karadakaizen/know/entry017.html>、2022年3月12日閲覧
- 8) 厚生労働省 (2022) 動物由来感染症を知っていますか？、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html>、2022年3月12日閲覧

【この時間の目標】

- (1) 自然体験活動事業の企画方法を理解する。
- (2) 自然体験活動事業の運営方法を理解する。
- (3) 自然体験活動事業の評価方法を理解する。

1 節 自然体験活動事業の企画方法を理解する

まずはプログラムの企画と事業の企画の違いを理解することが必要である。改めてインストラクター講習で学んだことを確認する。

自然体験活動とは

自然の中でこそ体験できることを中心に置いたひとまとまりの教育活動

自然体験活動プログラムの企画とは

自然体験を教育活動として実施するためにあれやこれやと手段を考えてその順番を決めること

インストラクター講習で学んだ範囲は、プログラム当日の参加者の動きに直接関係のある範囲と言える。つまりプログラム参加者の一連の手順「申し込み・移動・参加・帰宅」に関することを適切に整えることである。

一方「事業」となると、考えなければならない範囲が広がる。ここで言う事業とは、ある一定の期間をまたぐ複数のプログラムのまとまりということである。したがってプログラム単発の管理ではなく複数のプログラム同士の関係や人員配置、労務、収支、広報、営業、そして保護者をはじめとする関係者とのコミュニケーションなどが含まれる。

別の視点からまとめると、半日とか2泊3日とかの単位だけでなく、1年間とか、5年後10年後とかの単位で自然体験活動をとらえていくことである。これは組織や団体が自然体験活動を継続的に管理運営することとも言える。つまり、その組織や団体が自然体験活動を通して何を目指しているのかを言葉にすることに等しい。

自然体験活動事業とは

ある一定の期間をまたぐ複数のプログラムのまとまり

自然体験活動事業の企画とは

組織的に自然体験活動を継続的に管理運営するために、あれやこれやと手段を考えてその順番を決めることである。

事業という視点から見るとプログラムは手段の一つということになる。例えば1年間で見ただけの場合、複数のプログラムのまとまりをどのように分割し、それぞれどの時期にどの順番で並べるかを考えることも自然体験活動事業の企画の一部となる。

またプログラム以外に人（人数とスキル）とお金（収支や保険）のことをどのように管理するのかということも含めなければならない。

1. 事業企画にはマーケティングの意識をもって 参加者（ターゲット）を理解することが必要

マーケティングとは民間企業が商品を販売するときに取り組むイメージが強いが、販売を参加者募集と読み替えると自然体験活動事業にも当てはまる。例えば自然体験活動へ多くの方に参加してもらいたいと思うのであれば、その後の手順はマーケティングの手順に則るといっても過言ではない。

ターゲットとなる参加者のことを正しく理解し、その参加者が興味を持つ内容を提示し、本人が納得して費用を支払ってもらうということである。その企画は誰のために作っているのか、何のために作っているのか、参加者にとって有益なのか、社会にとって必要なことなのかを考えることになる。

そして正しく考えるためにはできる限りの情報収集（リサーチ）が大切である。さらに偏った情報収集にならないように視野を広く持つ努力が必要である。偏った情報で間違っただ判断をして作られた企画は、誰も賛同しない独りよがりの企画になることがほとんどである。

P.F. ドラッカーは次のように言っている。「マーケティングの理想は、販売を不要にすることである。マーケティングが目指すものは、顧客を理解し、製品とサービスを顧客に合わせ、おのずから売れるようにすることである。」

販売とは売り込みのことである。理想的なマーケティングができれば売り込む努力をしなくても商品は自然と売れるということである。

まずはこの理想を目指そうと思うことが企画の第一歩目と言える。

2. 事業企画にはねらいが必要

プログラムの企画において、ねらいの明確化は重要であったが、事業企画においても同様に重要である。しかし違いがある。それはより本質的な表現が求められるということである。これは複数のプログラムの表面上の共通点をまとめるということではなく、その根底を貫く骨を言葉にすることである。

具体例を挙げる。昆虫採集2泊3日キャンププログラムと登山2泊3日キャンププログラムがあった場合、表面的な共通点はキャンププログラムということになるであろう。一方、根底を貫く骨は例えば共同生活体験による人間力向上ということ掲げることができる。二つのキャンププログラムのねらいを包含しつつその中心をつまみ上げる言葉になるのが理想である。

事業企画のねらいの明確化というのは、複数のプログラムにまたがる自然体験活動事業を何のためにやっているのか、何を狙っているのか、そのことを言葉にすることである。また自然体験活動事業に関しては特に社会的な意義を言葉にしておくことが大切である。なぜなら自然体験活動は教育活動であるからである。

そして適度な抽象度にすることが重要でかつ難しいところである。抽象的すぎると何でもアリということになり、具体的すぎると事業の幅が狭くなるからである。

3. 事業のねらいと参加者理解とのバランスが必要

事業企画を詰めるにあたり、対象となる参加者がどのような年齢、属性、個性なのか、できる限り情報を集めることが必要である。なぜならその対象者に対して今回の事業のねらいが適切かどうかを判断しなければならないからである。

年齢によって論理的思考力がどのように変化するのか、身体能力は変化するのか、興味関心を持ちやすい分野は何か、他者への興味の持ち方に違いはあるのか、障がい特有のコミュニケーション方法はあるか、などである。

例えば幼児にテントを背負わせて2泊3日の縦走登山をすることは明らかにバランスが悪い。体力や気力や登山のスキルが不足しているからである。一方で思ったよりも子供たちはよくできたということも多く、能力の過小評価にも気を付けたいところである。

自然体験活動事業は教育活動ゆえに参加者の学びや成長が得られたかどうかという評価が行われるので、参加者に適したねらいを設定することは必須である。

また事業のまとまりを考えると、複数のプログラムをそれぞれ別日程で実施することがほとんどになる。その複数のプログラムに同じ人が参加するのか、それぞれ別の人が参加するのか、それは企画時に決めなければならない。もし同じ参加者ということであれば、プログラムの順番に意図を盛り込むことが可能となり、参加者にとってより学びの深い事業に仕立て上げることができる。たとえば海、川、森、山の順番でそれぞれ2泊3日のキャンプを企画すると、「水でつながる命」を実感させられやすくなる。

4. 参加者、活動場所、季節などの条件に適した講師やスタッフを配置すること

人員配置はコーディネーターの役割である。スタッフの性別、年齢、専門性、性格特性などをできる限り把握し、適材適所を心掛ける。プログラムを安全に運営できるスキル(正しい道具の使い方やナイフワーク、ロープワーク、レスキュースキル等)を持っていることは当然であるが、適切に運営できるスキルも重要である。

例えば子ども対応が得意なスタッフもいれば、大人の対応が得意なスタッフもいるはずである。陽気な雰囲気作りが得意な人もいれば、落ち着いた雰囲気作りが得意な人もいる。さらに参加者との相性も可能な限り考慮するとよい。例えば年齢が若いというだけで子ども達の心理的ハードルが低くなる傾向があるのも事実である(もちろん個別に判断すべきではある)。

しかし現実的には限られた人材で対応することがほとんどである。そのなかでベターな選択になるよう最大限努めるということになる。そしてより良い運営の頻度を上げるためには、各種野外活動スキルの習得に加え、できるだけ幅広い対象に対応できるスキルをスタッフに習得してもらうことが必要である。コミュニケーションやファシリテーションのスキルや児童心理学や幼児教育の知見に加え、各種障がいについての情報、高齢者の特性についても学ぶと良い。

5. 事業企画は特にヒト、モノ、カネ、情報を意識すること

事業を運営する際には活動プログラムの運営よりも多くの関係者が存在する。関係者の数が多くなればなるほど企画が適切に管理されなければならない。事業を適切に管理するというのはヒト、モノ、カネ、情報を管理することである。

ヒトとは人材と人数のことである。誰が何をするかを管理することである。モノとは消耗品や備品はもちろん、施設や自然環境も含まれる。カネは現金だけでなく資金計画や保険も含まれる。そして情報は個人情報の管理とインターネット関連情報の管理である。

特にインターネット関連はホームページだけでなく SNS の管理が含まれ、その有用性と重要性は増すばかりである。またリスクマネジメントの観点からも SNS の管理は必須

と言える。常勤職員だけでなくアルバイトやボランティアの不用意な投稿から社会的信用を失うが増えているからである。したがってコーディネーターはITリテラシーの向上が求められる。ITリテラシーとはIT関係の知識とそれを使いこなすスキルのことを指す。企画段階から情報関連の管理を心掛けておくことは大変重要である。

良い企画を立てるためには事前にヒト・モノ・カネ・情報それぞれの状況を明らかにしておく必要がある。誰がどのようなスキルを持っているのか、何人いるのか、道具リストや活動場所の現状、参加費の相場や支払い方法、SNSの種類や発信の予定などある。

6. 収支バランスの取れた企画を立てること

収支を考えるならば、必ず予算を立てることから始めなければならない。その時にできる限り項目に漏れがないようにしなければならない。しかしながら初めての企画を考えた場合には分からないことが多いはずである。それでもできる限り根拠のある情報を集め、想像力を働かせて予算を立てることである。

さらに収支の基準をマネジメント担当者と事前に確認しておくことも重要である。例えば参加費ですべての事業経費をまかなうということなのか、部分的に補助金が入ることを前提にするのか、人件費は考慮しない収支で行くのか、など。そしてその基準に沿ってバランスを考え、赤字にならない企画を立てなければならない。

特に公立の施設が主催する事業の場合は人件費と管理費を考えないことが多いが、予算は決められているので、その枠内でバランスを取らなければならない。基本的にはすべての事業が企画段階では赤字にならないようにしなければならない。

なお試行事業として初めから赤字を覚悟している場合もあるが、その場合であっても赤字の限度は設定しなければならず、結果としてある枠内で事業企画を立てることには変わりはない。

2節 自然体験活動事業の運営方法を理解する

1. 事業の目的や目標をスタッフと共有することが重要

適切な運営を行うためには目的や目標を共有することが大変重要である。分かりやすくするために事業ではなくプログラムの一場で例示してみる。

仲間と共に達成感を感じてもらうためのグループ長距離ウォーキングのプログラムの際に、一人で先に行ってしまうおうとする参加者を見つけた場合、どのような声掛けをするのか想像してみる。すると「さあ、頑張ってどんどん行け！」と言うのか「ちょっと待って。辛そうな仲間の荷物を持ってあげて」と言うのか、その判断を分けるのが目的や目標である。

この場合は仲間と共に達成感を感じてもらうということに導くのは後者の声掛けになる。関係するスタッフ全員がこの声掛けを同じようにできるようにできれば、プログラムの質は上がっていく。

事業も基本的には同じ構造である。複数のプログラムの骨となる目的や目標が変わらないのであればそこへ至る手段は変更しても良いということである。事業の場合は各プログラムが手段となるので、複数のプログラムのうちのひとつが変わっても目標が同じであれば問題がないということである。

自然体験活動事業企画シート 作成日 年 月 日	
タイトル	自然体験活動プログラム 詳細
「何のために何をやる」ひとことで	
評価方法	
いつ	どこで
対象	実施者
収入	参加費 補助金など
支出	
収支	
¥	
プログラム① 目標 概要	自然体験活動プログラム 詳細
プログラム② 目標 概要	
プログラム③ 目標 概要	
集客・広報の要点	
リスクマネジメント 活動場所	
備品・器具	
情報管理 (SNS、個人情報)	
集客方法	集客・広報の具体策 広報方法
役割分担・人員配置・緊急連絡	

図 企画シート (表・裏)

この考え方をスタッフで共有しておくことで予想外の自然環境の変化が発生しても比較的落ち着いて対応できるようになる。スタッフ全員が落ち着いていることが安全管理上は大変重要であるので、リスクマネジメントの観点からも目的や目標の共有は必須のことと言える。

2. 活動プログラムや活動場所、参加者やスタッフなどに対する総合的なリスクマネジメントが必要

単発の活動プログラムの運営だけでなく、それを支える（関連する）すべてのことに対してリスクマネジメントをしなければならない。例えば SNS に関連することやスタッフの体調管理、活動場所の土地所有者との人間関係などである。

SNS に関しては参加者が発信するものとスタッフが発信するものと両方について、その責任の所在を含め管理方法や対処方法を考えておいた方が良い。参加者が発信する場合は、写真に他者が映り込まない配慮や写す場合には各自で許可をもらうマナーを忘れないように事前に呼びかけたほうが良いであろう。またスタッフが発信する場合でも特にリーダーやインストラクターが自身の個人 SNS に参加者の写真を掲載することなどは禁止させなければならない。個人情報管理の責任者が誰なのかが分からなくなるからである。

またスタッフの体調管理は身体的なものと心理的なものがあるが双方は関連していることが多い。初期段階で異変に気が付けるようにするにはどうしたらよいか、組織的な取り組みができることが望ましい。

また例えば里山の一角を借りて森林体験プログラムをする場合、その土地所有者との良好な関係が不可欠である。プログラムの時だけでなく、日常的なコミュニケーションを積極的に行うことが重要になってくる。挨拶はもちろんのこと活動場所を汚さない、あるいはゴミ拾いをするという心掛けたいところである。

3. 運営の際には指導者（リーダーやインストラクター）への指示と権限委譲の適切なバランスが求められる

コーディネーターが運営時にリーダーやインストラクターのすべての行動を事細かに指示することは現実的ではない。ではどの程度の指示が適切なのであろうか。具体的には個別に判断していくことになるが、リーダーやインストラクターとの信頼関係のもと、「ここは任せた」という部分を増やしていくことである。

いわゆる丸投げではなく権限の委譲という考え方で進めると良い。例えば事故やケガが発生したときや、予定外の経費が発生しそうなど、自分では判断できない課題が発生したときは上司の判断を仰がせるようにした方が良い。つまり「そこは任せた。でもここについては上司の判断を仰ぎなさい」と言えるまで整理しなければならない。

目的と目標の共有ができれば、現場（あるいはグループ）での判断はそれぞれのリーダーやインストラクターが行っても良い。しかし最終責任はコーディネーターが取るという自覚を持つことも忘れてはならない。「各自の判断でやりなさい。その代わり何が起きても私は何も知らない」と言われて前向きな気持ちになる人は少ないからである。

ただし実際の権限委譲のプロセスは千差万別であり正解がない。権限の受け取り手の個性により許容量はそれぞれであるし、渡し手と受け取り手のそれまでの人間関係が影響を与えることも多い。任せられたと受け止めるのか、押し付けられたと受け止められるのか、その差は紙一重である。そのことを理解しつつ誠実にコミュニケーションをとりながら内

容を詰めていき互いに合意することが肝要である。

4. チームとしてあるいは組織的に運営すること

これは質の高い活動プログラムを運営したいのであれば必須である。関係者同士の意思の疎通がしっかりなされているのであれば目標に向けて気持ちが一つになりやすく、プログラムの細部にわたり目標にそったアレンジが施される。

例えば進行役が説明内容を一部失念した場合でもチームとしてフォローできるようになる。これが個人プレイになってしまうと万が一の時にフォローができない。結果として割を食うのは参加者になるので、そうならないように常に複数のスタッフで情報共有することが重要である。

またさらに例えば連続4回の複数日程のプログラムを別々の進行役が担当する事業を運営する場合を考えてみる。連続4回のプログラムで一つの事業であるので、プログラム同士がつながっていなければならない。ゆえにそれぞれのプログラムの結果や予定は常に情報共有されていなければならない。進行役は自分以外の前後のプログラムとのつながりを意識しながら微調整をすることで事業としての統一感が生まれ、参加者が目標へ到達しやすくなる。

とにかく参加者が目標へ到達できるようにスタッフ全員で支えていくという体制が作られることである。目に見えることでは役割分担表を作り、緊急時の考え方をまとめ、互いにカバーし合うというルールを整えることである。しかし最も重要なことは目に見えない「支え合おうという気持ち」の醸成である。普段から良好な関係づくりに努めるだけでなく、共同作業や懇親会などを活用することも良い。さらに自然体験活動事業の意義や団体の理念などに共感してもらうためのプレゼンなども行ったほうが良い。

5. 広報や宣伝の媒体にはチラシ、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（メール、SNS）などがあり、使い分けること

それぞれ機能（役割）が異なるので、特性を知っておくことが大切である。例えば、最近の10代20代はテレビをあまり視聴せずにインターネットの動画配信を利用するという事実を知っていれば、10代20代向けの企画の広報にテレビ媒体を選ぶことは辞めようという判断ができる。

またSNSの種類ごとにコミュニケーション内容が異なるということも把握しておいた方が良い。例えば宣伝的な投稿が敬遠される媒体であれば、参加者にとって有益な情報を投稿するなどの工夫を施し、つながりの維持を目的にすることもありうる。

6. 会計管理、労務管理の概要を知っておくこと

一般的に金銭にルーズな運営は社会的に信用されない。したがって会計管理は適切に行わなければならない。そのためには予算を立てることと日々のお金の管理が基本となる。また活動が活性化すればするほど参加者が増え扱う金額が大きくなっていくので、丁寧かつ確実に処理することを心掛けなければならない。

さらに各種税金の処理の仕方やキャッシュフローの課題についても学んでおくほうが良い。キャッシュフローについては各種支払のタイミングと手持ちの現金の増減のタイミングを見極めておかなければ債務不良という事態に陥りかねない。場合によっては会社の倒産ということもありうる。

また最近の傾向として労務管理がよい加減な職場はスタッフに見放されると言われて

いる。業務量と労働時間と休日数と有給休暇の管理をバランス良く行わなければならない。リーダーやインストラクターのボランティアな気持ちには敬意を払いつつ、そこに甘えないことが重要である。

また一方で杓子定規に管理しすぎるとやる気を削ぐことに成りかねず、その程度については悩みながら進めることになる。

3節 自然体験活動事業の評価方法を理解する

1. 次回につなげるためには質の向上を意図した事業評価が必要不可欠

基本となる考え方はPDCAを回すということである。PLAN（計画）-DO（実施）-CHECK（評価）-ACTION（改善）の一連の流れをやり切ることである。評価というとCHECKの部分だけで良いように考えがちだが、そこからつながるACTIONに取り組んでこそ本当の評価である。つまり次回はどのようにするのか具体的に考えることである。ただ漫然と評価しても意味がない。常に次はどう進化させたいのかを考えなければならない。これが質を向上させていくことになる。

またそもそも適切な事業評価を行うためには適切な事業計画が必要である。CHECKにつながるPLAN-DOが適切でなければならない。特に計画段階で目的と目標を明確にすることが適切な評価作業に直結している。なぜなら評価作業において最も重要なことは目標を達成したかどうかということであるからである。

2. 評価は参加者、主催者、クライアント、保護者などによって異なるが、できるだけ多くの視点や評価方法から得るほうが望ましい

できるだけ幅広い関係者の評価を集めるのは、独りよがりにならないようにする工夫といえる。独りよがりの評価は次の計画が世間からズレていく可能性が高まるうえに、それこそ社会から認められない。

例えば事業評価を体験プログラム運営担当のリーダーとインストラクターだけで行ったとすると、どうしても現場の運営に関することに評価が集中しがちである。プログラムで使う道具は一か所に集めておいた方が良いとか、川の活動での安全確保はもう少し念入りにした方が良い、などである。

しかし事業の評価となると別の評価軸も考えなければならない。保護者は子どもを参加させて良かったと思っているのか、教育目標は達成したのか、それはクライアントの期待に答えているのか、費用は適切だったのか、コンプライアンス違反はないか、などなどである。

道具の置き方は評価が低くても、教育目標は十分達成されていたとするならば、事業評価は高くなるということもよくあることである。

3. 目標管理が重要であり、評価の項目、観点や評価基準を企画段階から作成しておくことが大切

目標が具体的に設定できればその管理も適切にできる。たとえば事業目標を「子供の自立性を育む」とした時のことを考えてみる。自立性というのはどのように評価できるのだろうか。参加者本人に聞いてみたところで分かるものではない。

そこで一つの方法として考えられるのが自立性を象徴する行為や行動を見るということ

とである。自ら発言をしたとか、人の失敗を許して批判しないとか、自分の行動を決めるときに人の顔をうかがわない、とかである。こういう行動が自然と多く（本人たちは知らず知らずのうちに）みられるように場を作れば最高である。

またあるいは一人で野宿させるような高負荷のプログラムを達成させることをもって自立性を育んだと言うことも方法のひとつである。自分で乗り越えるしかない課題を達成することは自立性に深く関係すると考えられるからである。

しかしやってみるとこの作業は意外と難しい。評価項目を抽象的にしすぎたり、逆に具体的すぎる項目になり事業目標とのつながりが分からなくなったり、なかなか定まらないことが多い。

その一方で明確に設定できる項目もある。例えば収支や参加者数などである。これらも大切な評価項目である。ただし収支や参加者数だけで目標管理をしてはいけない。

4. 教育活動としての評価は、表現が難しいが継続して取り組むべき課題である

日本における教育の目標は究極的には教育基本法第1条「人格の完成」であるが、そこに向かって何をやるべきか。自然の中でしか体験できないことを中心にした教育が人格形成のどの分野に貢献するのか。これらに明確に答えるのは大変難しい。

それは自然体験活動だけで人格の完成に至るとは言い切れないからである。自然体験も含め、様々な教育活動の総合的な結果であるし、人との出会い、本や音楽やテレビ、WEBサイトなどから得られた刺激がどれくらい影響しているのか測りようがない。

ただ、方向性や願いに沿った反応があれば、それをひとつの指標に使うことは可能であろう。例えば自立性を育みたいという目標を掲げた場合、参加者が自分の意見を堂々と発表することが見られたならば、そのことを記録していくということである。

5. 収支結果も評価の対象となる

事業の継続性を考えるときに収支の視点は外せない。現代社会においてはあらゆる活動に経費が掛かっているという事実を忘れてはならない。公的であろうがボランティアであろうが民営であろうが関係ない。どこにどれだけお金がかかっているのかを把握するのは最低限必要である。その適切さを判断できるように会計を整理し管理することが大切である。

主催、受託、公営、民営などの違いによって適切さの基準が異なるので、事前の情報整理が必要である。例えばスタッフの人件費を入れた参加費にするのか、管理費の比率は何を根拠にするのか、利益はどれくらいを見込むのか、などである。

そしてその結果を一つの評価として次回へつないでいくことになる。

6. スタッフの労務環境等も評価の対象となる

事業の継続性を考えるときにスタッフの労務環境も考えなければならない。一番は体調管理という視点。もう一つは社会的信用という視点である。

まず何よりも体調管理は重要である。それは品質管理と安全管理という視点において重要である。プログラムの目標を達成するために参加者の様子を把握し変化を敏感に感じ取り、場合によっては軌道修正することが必要であるが、スタッフの体調が悪いとそれぞれの場面での対応がワンテンポ遅れてしまいがちである。参加者の様子を丁寧に見ることができず、変化を感じ取れず、軌道修正する気力が湧かないということであると、目標達成がおぼつかなくなる。

また、参加者の様子を十分に把握できないということは、危険に対する感度が鈍っているとも考えられる。それは結果としてリスクを高めることになる。そこで万が一の事故が発生したときには責任を問われることもありえる。

体調管理というのは身体的なことだけでなく、心理的なことも含まれる。熱がある、気持ち悪いということだけでなく、鬱傾向である、緊張しすぎるなども考慮しなければならない。

このような配慮が十分にされると、この組織は社会的に認められるようになる。社会的信用を得られるといってもよい。しかしこれは長い時間をかけて獲得されるものである。社会的信用の有無が事業の継続性に与える影響は大きいので、大切にしなければならない。

(山田 俊行)

参考文献

- 1) P.F. ドラッカー 「マネジメント【エッセンシャル版】」ダイヤモンド社

全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会
自然体験活動指導者養成講習会参加者用テキスト編集委員会

【編集委員】（五十音順）

（委員長）久保田康雄 自然体験活動部会 副部会長 / 千葉自然学校 理事長
 青木康太郎 國學院大學 准教授
 佐藤 繁一 国際自然大学校 事務局長
 高瀬 宏樹 国立曾爾青少年自然の家 企画指導専門職

【執筆分担】

はじめに	岡島 成行	自然体験活動部会 会長 / 青森山田学園 理事長
第1章	久保田康雄	自然体験活動部会 副部会長 / 千葉自然学校 理事長
第2章	青山 鉄兵	文教大学 准教授
第3章	伊野 亘	新潟県上越市立豊原小学校 元校長
第4章	増田 直広	鶴見大学短期大学部 講師
第5章	野口 和行	慶應義塾大学 教授
第6章	高瀬 宏樹	国立曾爾青少年自然の家 企画指導専門職
第7章	青木康太郎	國學院大學 准教授
第8章	山田 俊行	トヨタ白川郷自然学校 学校長

自然体験活動指導者養成講習会参加者用テキスト

—自然体験活動上級指導者（コーディネーター）版—

2023年3月発行

編集 全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会

発行 全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 自然体験活動推進協議会気付

電話 03-6407-8240 FAX 03-6407-8241

本書の内容を許可なく複製・転載することを禁じます。

